

令和6年度版

西都市男女共同参画年次報告書



つまちゅうがっこう つまちゅうがっこう
(妻中学校 2年) せきゆうせい
関結星さん)

西都市

目 次

■ 第1部	男女共同参画施策の実施状況		
	はじめに	P	1
	推進体制	P	1
	第4次西都市男女共同参画プランの評価の方向	P	2
	第4次西都市男女共同参画プランの体系	P	3
	基本目標Ⅰ	P	4 ~ 9
	基本目標Ⅱ	P	10 ~ 23
	基本目標Ⅲ	P	24 ~ 35
	基本目標Ⅳ	P	36 ~ 40
	成果指標	P	41 ~ 42
■ 第2部	講 演		
	令和6年度 男女共同参画講演一覧	P	43
	男女共同参画講演アンケート結果	P	44 ~ 45
■ 巻末資料			
	男女共同参画に対する市民の意識	P	46 ~ 47
	男女共同参画社会基本法	P	48 ~ 49
	男女共同参画推進のあゆみ（年表）	P	50 ~ 52
	～男女共同参画に関する国内外の動き～		
	西都市男女共同参画推進条例	P	53 ~ 55
	西都市男女共同参画審議会の傍聴に関する要領	P	56
	傍聴人心得	P	57
	用語解説集	P	58 ~ 60

男女共同参画施策の実施状況

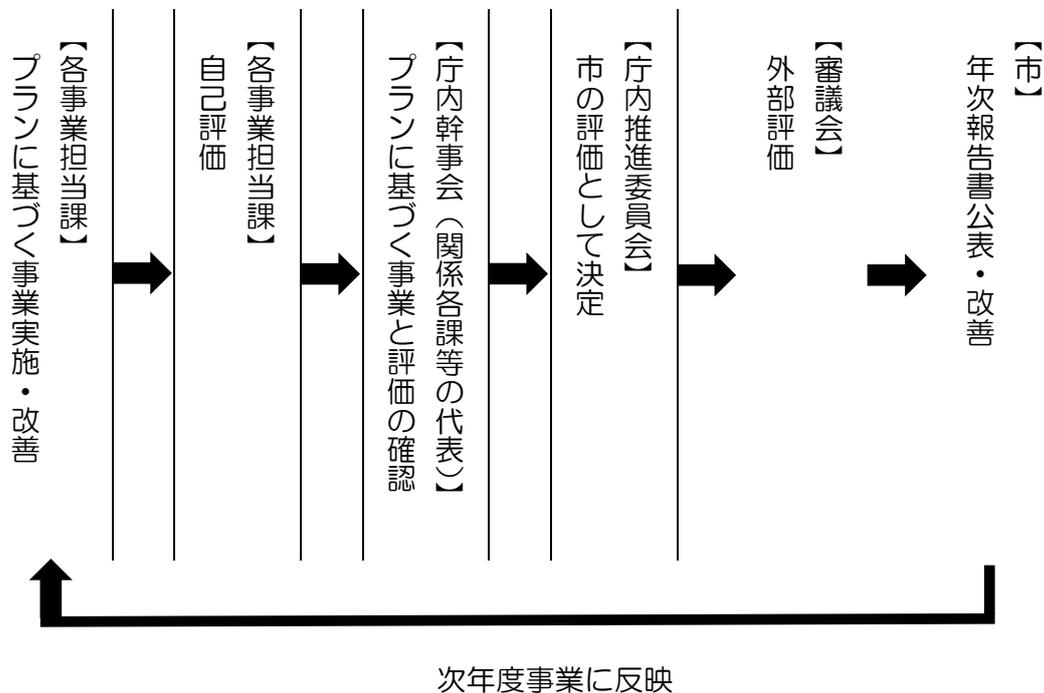
はじめに

西都市では、令和6年3月に「第4次西都市男女共同参画プラン(西都市DV対策基本計画及び西都市女性活躍推進計画を含む)」を策定し、男女共同参画施策の推進に取り組んでいます。

計画の進行管理については、毎年度、事業の進捗状況について、各事業担当課による自己評価、庁内組織である「西都市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という)にて市の評価として決定後、市民・学識経験者・特定の機関で構成される「西都市男女共同参画審議会(以下「審議会」という)による外部評価を実施し、「令和6年度版 西都市男女共同参画年次報告書(以下「年次報告書」という)」としてまとめました。

この年次報告書は、プランに掲げる施策を推進するため、各事業の取組の状況(実績)に委員会及び審議会が行った事業評価等を掲載したものであり、次年度以降の取組に反映できるようにすることを目指しています。

1 推進体制



2 第4次西都市男女共同参画プランの評価の方向

評価者	判定区分
<p>自己評価</p> <p>【各事業担当課】 西都市男女共同参画プランに掲げられた事業について、「事業評価シート」により自己評価を実施</p>	<p>【評価基準】</p> <p>5：計画を十二分に達成（120%以上）</p> <p>4：計画を十分に達成（100%以上 120%未満）</p> <p>3：計画を概ね達成（90%以上 100%未満）</p> <p>2：計画はやや未達成（70%以上 90%未満）</p> <p>1：計画は未達成（70%未満）</p> <p>—：評価不能（災害等の不可抗力により取り組むことができなかった。）</p>
<p>【西都市男女共同参画推進委員会幹事会】 各事業担当課が実施した事業の進捗状況に対して、自己評価を確認</p>	
<p>【西都市男女共同参画推進委員会】 全事業について、事業担当課から提出されたシートにより市の評価として決定</p>	
<p>外部評価</p> <p>【西都市男女共同参画審議会】 委員会の評価後、施策の方向について、評価シートにより総合評価を実施</p>	

3 第4次西都市男女共同参画プランの体系

基本目標	重点目標	施策の方向性
Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	Ⅰ-1 男女共同参画意識の啓発	① 情報発信の充実
		② 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
	Ⅰ-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	① 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の充実
		② 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
	Ⅰ-3 すべての人の人権の尊重	① 人権尊重のまちづくり
		② 人権擁護等の相談・支援体制づくり
③ 西都市パートナーシップ宣誓制度の普及啓発		
Ⅱ 様々な分野における女性の活躍【女性活躍推進計画】	Ⅱ-1 政策・方針決定過程への女性参画拡大	① 審議会・委員会等への女性登用推進
		② 女性人材の育成・確保
	Ⅱ-2 就労環境の改善に向けた支援	① 雇用の場における男女間格差の解消
		② 多様な働き方を支援するための就業条件・環境の整備
		③ 就労・起業支援
	Ⅱ-3 仕事と家庭・地域生活の両立支援体制の整備	① 仕事と生活との調和のための体制整備の促進
Ⅱ-4 地域社会における男女共同参画の推進	① 地域社会における男女共同参画の促進	
	② 市民と行政との協働によるまちづくり・市民活動の推進	
Ⅱ-5 国際理解・協力の推進	① 国際交流・人材育成の推進	
Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	Ⅲ-1 生涯を通じた健康づくり	① 健康づくり支援
		② リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識の浸透
		③ 自殺対策
	Ⅲ-2 生活上の困難を有する市民への支援	① 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実
		② 高齢者・障がい者の生活や社会参画に対する支援の充実
		③ ひとり親家庭への支援の充実
④ 生活困窮世帯が安心して暮らせる環境整備		
⑤ 誰もが暮らしやすい環境整備		
Ⅲ-3 防災対策の分野における男女共同参画の推進	① 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進	
	② 地域防災活動における女性参画の推進	
Ⅳ 配偶者等からの暴力（DV）の根絶【DV対策基本計画】	Ⅳ-1 DV防止の推進	① あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発
		② セクシュアル・ハラスメント等対策の推進
	Ⅳ-2 安心して相談できる体制づくり	① 相談窓口の周知と相談体制の充実
		② 被害者支援の充実

【基本目標 I】 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

【重点目標 I-1】 男女共同参画意識の啓発

私たちの暮らしの中には、ジェンダー（社会的性別）に基づく固定的性別役割分担意識が根強く残っており、このことが男女間の格差や不平等感を生み出す要因となっています。

職場や地域、家庭などあらゆる場面において、性別に関係なく自らの意思で個性や能力を十分に発揮することができる社会を目指し、男女共同参画に関する認識・理解を深めるとともに、その定着を図るため、講演会等の開催やメディア等を活用した広報・啓発活動を積極的に行います。

① 情報発信の充実

男女共同参画社会に対する市民の認識と理解を深めるため、市が発行する広報紙やホームページ、SNS等を通じて、意識向上の啓発を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
市広報紙や市 HP、公式 LINE 等にて記事を掲載	随時	市民課	3

男女共同参画の理解促進を図るため、男女共同参画研修や講演等を開催し、広報・啓発活動に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
男女共同参画講演会の開催 ・男女共同参画の推進を図るため、希望する団体等に講師の派遣を行う	開催数：0回(-1)	市民課	2
男女共同参画職員研修の実施 ・男女共同参画に関する取組に参加する機会の少なかった年代の意識改革を行うことを目的に実施 ・将来を担う若年層を対象に、ワークショップを通じて男女共同参画の施策に対する基礎理解を深めることを目的に実施 ・女性職員が若いうちから自分のキャリアデザインを考え、職域等を超えた人的ネットワーク形成することを目的に実施	開催数：1回(±0) 令和6年8月22日(木) ・今、なぜ男女共同参画が必要なのか？		3

「男女共同参画週間」や「人権週間・人権啓発強調月間」を通じて男女平等への認識を深めるとともに、市民への情報提供を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
・男女共同参画週間（6/23～6/29）の周知啓発 ・人権啓発強調月間（8月）での周知・啓発 ・女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）の周知啓発	・広報さいと6月号に掲載 ・広報さいと8月号に掲載 ・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出（6月） ・11月15日号「お知らせ」掲載 ・サイネージ、公式ラインでの広報	市民課	3
・啓発品の作成 ・「広報さいと」男女共同参画啓発特集 ・男女共同参画情報紙	・啓発物品の作成はなし ・3月号にて特集 ・300部(±0)		3
市 HP 及び LINE へ記事や講座等の案内を掲載	随時更新		3

②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

職場・学校・家庭・地域など、あらゆる場面において、男女共同参画の理解を深めるため、各年代に応じた広報・啓発に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
広報さいとを活用した周知啓発 ・広報さいと4月号において「第4次男女共同参画プラン策定」について掲載	作成部数：11,000部	市民課	3
市成人式でのリーフレット及び啓発品の配布	リーフレットを320部配布（±0）		3
各種調査・アンケート等の実施 a.西都市における審議会等の女性登用率を調 b.男女共同参画講演会アンケートの実施 c.男女共同参画職員研修アンケートの実施	a.目標値：令和10年度までに33%、登用率：29.11% b.アンケートの実施なし c.回答率100%		2

社会における活動において、男性と女性が中立的でない慣行等については、男女共同参画の視点に立って見直しが進められるよう、相談体制の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
関係課・機関への引継ぎ、専門機関紹介、講演会の講師選定の支援等	県の男女共同参画センターの情報誌の送付、各団体からの講演会の講師派遣の支援を随時行っている。	市民課	3

【審議会委員評価】

若年層にとっては男女共同参画が既に身近な価値観となりつつあり、女性登用率にこだわる必要性が十分に意識されにくい面があると感じる。

また、推進には従来の社会構造の見直しとあわせて、男性の意識を変えていく取組が引き続き重要だと思う。広報や研修などを継続していただき、誰もが参画できる社会づくりがさらに進むことを期待する。

◆要望事項◆

- ・全体として啓発活動がやや弱い印象を受ける。より多くの講師を招いた研修や講演など、積極的に啓発に取り組む施策の強化が望まれる。
- ・男女が対等であるとは具体的に何を意味するのか、それぞれの事業において明確に捉え、具体的な施策に反映させる必要がある。

【重点目標1-2】男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現には、子どもの頃からの教育や意識啓発が大きく影響します。次世代を担う子どもたちが性別によって個々の可能性を阻まれることなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等の考えに基づいた教育を推進し、一人ひとりの個性を尊重した教育や進路選択指導を行うことが重要です。

男女共同参画への理解を深めるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人生を通じたそれぞれの段階ごとに、男女共同参画推進に向けた教育・学習機会を積極的に提供し、参加促進を図ります。

① 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の充実

学校教育の場において人権感覚を身に付けるための指導の充実を図るため、教育関係者に対する意識の啓発や研修体制の強化に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
学校人権教育担当者会	開催数：1回 参加者数：教職員14名	教育政策課	3
第47回宮崎県人権・同和教育研究大会	開催会：1回 参加者数：教職員20名、 事務局職員1名		3
第30回人権について考える県民のつどい	開催数：1回 参加者数：教職員12名、 事務局員1名		3

生涯学習等、市民を対象とした社会教育の場を通じて、男女共同参画に関する学習機会の提供や意識の啓発に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
高齢者教室の開催 65歳以上の男女を対象に毎月開催	目標値：140名 参加者数：93名(+8) (男性9名、女性84名)	社会教育課	2
このはな学園の開催 75歳以下の男女を対象に毎月開催	目標値：20名 参加者数：9名(-2) (男性0名、女性9名)		2

相手の立場を理解し、助け合うような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親になる人などを対象とした家庭教育に関する学習機会の提供を図るとともに、情報の提供にも努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
幼児／小学校／中学校 家庭教育学級の開催 保護者に学習する機会を提供することにより、家庭が子どもにとって心安らく場所になり、また家庭の教育力を高める	開催数目標値…保育園：1学級、 小中学校：10学級 開催数：9学級(+3) (小学校6学級、中学校3学級) ※小学校6学級中、1学級は中学校と合同で開催 参加者数：540名(+152)	社会教育課	3

市民が男女共同参画の視点に立って、インターネットや携帯電話等の多種多様なメディアからの情報を主体的に読み解き、選択し、活用する能力（メディア・リテラシー）の育成に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】男女共同参画講演会の開催 男女共同参画の推進を図るため希望する団体等に講師の派遣を行う	開催数：0回(-1)	市民課	2
庁舎及び市立図書館等にチラシの掲示等	県の男女共同参画センターからの情報誌を随時掲示		3

② 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

ジェンダー平等の観点から、性別に左右されない職業観等を身に付けるためのキャリア教育を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
生徒への進路相談・キャリア教育等への取組 それぞれの個性と能力に応じた進路指導と相談体制に努める	市内6中学校で実施	教育政策課	3

市民一人ひとりが充実した人生を送ることを目指し、生涯にわたって行う学習への支援に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
働く婦人の家健康講座(主催講座) 歩く脳トレ ステップアップ講座	開催数：16回(-10) 参加者数：延べ150名(-73) 【男性72名(+35)、勤労女性・主婦78名(-57)】	商工観光課	3
出前講座の開催 登録している各課に関する事業の説明	開催数：15回(+6) 参加者数：332名(+169)	社会教育課	3
【再掲】高齢者教室の開催 65歳以上の男女を対象に毎月開催	目標値：140名 参加者数：93名(+8) (男性9名、女性84名)		2
【再掲】このはな学園の開催 75歳以下の男女を対象に毎月開催	目標値：20名 参加者数：9名(-2) (男性0名、女性9名)		2

職業能力開発事業など各種講座等の開催や情報提供の充実を図り、女性が自らの意識と能力を高めるための教育・学習機会の充実を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
西都高等職業訓練校における県の委託訓練	第1回 パソコン・販売基礎科(3ヶ月間) 受講者数：19名(±0)【男性8名(-1)、女性11名(+1)】 第2回 パソコン・販売基礎科(3ヶ月間) 受講者数：16名(+16)【男性5名(+5)、女性11名(+11)】	商工観光課	4
市公民館におけるパソコン講座	開催数：20回(+3) 受講者数：12名(-1) (男性2名、女性10名)	社会教育課	3
各地区館におけるパソコン講座	開催数：39回(±0) 受講者数：14名(-5) (男性4名、女性10名)		3

【審議会委員評価】

児童生徒の成長段階に応じた男女共同参画や人権教育が進み、啓発教材やリーフレットの活用、教職員研修の継続など、学校全体で意識醸成が図られている点は評価できる。

一方で、家庭や地域には依然として性別役割意識が根強く残っており、学校だけでは十分とは言えない。今後は、地域や保護者と連携した取組をさらに強め、「学びの連鎖」を広げていくことが重要だと考える。

◆要望事項◆

- 子どもたちが主体的に考え、意見を交わすことで「互いを尊重し、自分らしく生きる」意識を実感的に育む取り組みへの発展を期待。

- 高齢者層における男女共同参画意識の低さを踏まえ、家庭内での影響力が大きい高齢者に対する学習機会の充実を検討すること。

【重点目標 I-3】すべての人の人権の尊重

男女共同参画社会の基礎となる理念は、すべての人の人権の尊重です。性別・年齢・国籍・出身・思想・障がい・性自認・性的指向などのあらゆる違いにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。

市民一人ひとりが性の多様性を認め合い、お互いの個性を尊重しあえる社会の実現に向け、人権への理解を深めるための啓発・広報活動を行います。また、誰もが相談しやすい環境を整備するとともに、支援制度の充実を図ります。

① 人権尊重のまちづくり

「人権啓発強調月間」や「人権週間」に合わせ、人権啓発活動を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
西都市人権啓発推進協議会への委託 ・人権啓発講演会・研修会の実施 （人権問題に対する理解と認識を深めることを目的に実施） 対象：西都市人権啓発推進協議会委員、市職員	委託料：695,000円 総会：令和6年5月31日 研修会：ヤングケアラーについて	市民課	3
街頭啓発活動(6月、12月)	6月1日、12月4日実施。 チラシ、啓発物品を各120セット配付 計240セット(±0) ・市内スーパー2ヶ所		3
人権啓発講演会等実施団体への講師謝金等補助	2団体(+2) ・妻中学校 ・西都市社会福祉協議会		3
人権啓発物品の作成、配布	啓発物品の作成なし(在庫有)		-
広報紙へ掲載 広報さいと8月号「人権啓発強調月間特集」	全戸配布 配布部数：11,000部		3

行政・警察・地域・企業・学校が連携して児童の安全確保及び、インターネットや携帯電話等の有害サイトに対応する取組に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
西都地区自主防犯団体の情報交換会開催 行政・警察・地域の自主防犯団体関係者が児童らの安全等について情報交換を実施	・情報交換会は未開催 ・「安全・安心フェスタ」の開催	生活環境課	3
地域安全運動の実施 年間4回(春、夏、秋、冬、年末年始)地域安全運動の実施。官・民一体となった地域安全活動の推進	・各地区安全運動期間中における街頭キャンペーン、幟旗の掲出等 ・子どもの見守り活動の実施 ・青パトによるパトロールの実施		4
交通安全運動の実施 年間4回(春、夏、秋、冬、年末年始)交通安全運動の実施。官・民一体となった交通安全活動の推進	・各交通安全運動期間中における西都市交通安全都市推進協議会をはじめとする関係機関・関係団体と連携して早朝啓発、キャンペーン等交通安全啓発活動の実施 ・ポスター掲示、幟旗の掲出等広報啓発活動の実施		4
児童生徒への情報提供	県からの啓發文書の配布	教育政策課	3
不審者連絡時の児童生徒の見守り	青パトによる通学路パトロールの実施		3

② 人権擁護等の相談・支援体制づくり

人権擁護等の相談事業や情報提供等の充実を図り、市民のニーズに合った窓口づくりに努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
人権擁護委員による無料人権相談・開催周知 家庭内の問題や隣近所とのもめごと、いじめ、体罰などに関する相談を行う	開催回数：12回(±0) お知らせ掲載：12回(毎月1回) 市HPへの掲載：通年 ※各種相談窓口に合わせて掲載	市民課	3

③ 西都市パートナーシップ宣誓制度の普及啓発

西都市パートナーシップ宣誓制度について、市民・事業所に広く普及啓発します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
・広報さいと8月号「人権啓発強調月間特集」にパートナーシップ宣誓制度についての記事を掲載 ・6月、12月の人権に関する街頭啓発活動時に関連資料等の配布	全戸配布 配布部数：11,000部	市民課	3

【審議会委員評価】

人権啓発推進の体制整備が進み、学校現場での研修や人権教室の実施が増加している点は、市民の人権意識向上に確実に寄与していると感じる。また、パートナーシップ宣誓制度の導入は、多様な性のあり方への理解を広げ、誰もが尊重される社会づくりに向けた市の姿勢が明確に示された重要な一歩だと評価できる。講演会や広報等を通じた幅広い啓発活動も進められており、時代のニーズを踏まえた取組として、今後のさらなる浸透と定着を期待する。

◆要望事項◆

- ・今後も教育現場を含め、LGBTQ+への理解を推進するための情報提供を続けて欲しい。特に性的マイノリティにかかる児童生徒に対しては、細やかな配慮が必要。
- ・様々な取り組みを通して、人権意識が高まっていることを担当者として実感し、その効果を検証することが求められる。市民の人権意識の向上を実感できるような取り組みを進め、さらに効果的かつ持続可能な人権尊重のまちづくりを目指すことを期待する。

【基本目標Ⅱ】 様々な分野における女性の活躍【女性活躍推進計画】

【重点目標Ⅱ-1】 政策決定・方針決定過程への女性参画拡大

国際社会共通の目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」では、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、女性の政策・方針決定過程への参画を推し進めていく必要があります。

男女が共に意思決定過程に積極的に参画し、責任を担うとともに、多様な意思が政策・方針決定に公平・公正に反映されるために、政策・方針決定の場である審議会や委員会等において、ジェンダーバランスのとれた委員構成となるよう、女性委員の積極的登用に取り組みます。また、西都市特定事業主行動計画に基づき、市管理職等への女性職員の積極的な登用を図ります。

① 審議会・委員会等への女性登用推進

審議会等への女性の登用について目標値を達成するために積極的な女性登用を図るとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
西都市における審議会等の女性登用率	令和10年度までに33% 登用率：29.11%	全庁	2

西都市特定事業主行動計画に基づき、成績主義の原則を踏まえた上で、能力や実績、適性や意欲等を適切に評価し、管理職への女性職員の登用を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
「西都市特定事業主行動計画」に係る情報の公表 本市の特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を市HPにて公表した	<ul style="list-style-type: none"> 女性職員の採用割合 41.7% (+41.7ポイント) 年代別女性職員の割合 50歳代以上 22.7% (+1.5ポイント) 40歳代 27.7% (+2.1ポイント) 30歳代 37.9% (Δ0.4ポイント) 20歳代以下 28.8% (Δ2.7ポイント) 各役職段階の職員の女性割合 課長級 8.3% (+4.0ポイント) (目標値：R7年度末10%) 課長補佐級 17.2% (+0.9ポイント) (目標値：R7年度末25%) 係長級 36.0% (+6.0ポイント) (目標値：R7年度末30%) 	市民課	4

管理職への女性登用を図るよう、各種公共団体、民間団体・企業等へ要請し、あらゆる機会における女性の積極的登用を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
各種団体に対する啓発活動 ・農林業・商工業団体等に対し、男女共同参画情報誌や啓発資料等を送付	情報誌の送付：3回(±0)	市民課	3
女性活動団体への協力支援 ・市に登録のある女性団体に対して、情報提供や活動支援等を行う（登録活動団体15団体）	情報誌の送付：3回(±0) ※その他必要に応じて各種講座等の案内を送付		3

企業等への情報提供 ・市内の誘致企業に対して、情報の提供 や協力を行う	情報誌の送付：3回(±0)		3
---	---------------	--	---

○地方自治法（180条の5）に基づく審議会等関係

審議会等名		令和5年4月1日現在			令和6年4月1日現在		
		委員	内女性		委員	内女性	
		総数	人数	割合	総数	人数	割合
1	教育委員会	4	1	25.0%	4	1	25.0%
2	選挙管理委員会	5	2	40.0%	5	2	40.0%
3	公平委員会	3	1	33.3%	3	1	33.3%
4	監査委員	2	1	50.0%	2	1	50.0%
5	農業委員会	32	4	12.5%	32	4	12.5%
合計		46	9	19.6%	46	9	19.6%

○地方自治法（202条の3）に基づく審議会等関係

審議会等名		令和5年4月1日現在			令和6年4月1日現在		
		委員	内女性		委員	内女性	
		総数	人数	割合	総数	人数	割合
1	西都市防災会議	39	3	7.7%	39	3	7.7%
2	西都市国民保護協議会	39	3	7.7%	39	3	7.7%
3	西都市男女共同参画審議会	14	7	50.0%	14	7	50.0%
4	西都市市民協働推進委員会	12	4	33.3%	12	4	33.3%
5	西都市企業立地促進審議会	11	2	18.2%	11	2	18.2%
6	西都市都市計画審議会	14	3	21.4%	14	3	21.4%
7	西都市景観審議会	13	2	15.4%	11	2	18.2%
8	西都市スポーツ推進審議会	7	0	0.00%	7	0	0.00%
9	西都市農用地利用対策審議会	12	1	8.3%	12	1	8.3%
10	西都市国民健康保険運営協議会	12	3	25.0%	12	3	25.0%
11	西都市・西米良村介護認定審査会(広域)	14	4	28.6%	14	4	28.6%
12	地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会	5	0	0.0%	4	0	0.0%
13	西都市民生委員推薦委員会	14	6	42.9%	14	6	42.9%
14	西都市立保育所苦情解決第三者委員会	2	1	50.0%	2	1	50.0%
15	西都児湯障害認定審査会(広域)	7	2	28.6%	7	2	28.6%
16	西都市障害者自立支援協議会	15	5	33.3%	15	6	40.0%
17	西都市子ども・子育て会議	13	5	38.5%	14	6	42.8%
18	西都市奨学生選考委員会	8	2	25.0%	8	2	25.0%
19	西都市国際交流資金貸付選考委員会	8	2	25.0%	8	2	25.0%
20	西都市学校給食共同調理場運営審議会	12	4	33.3%	12	4	33.3%
21	社会教育委員会	10	2	20.0%	10	2	20.0%
22	公民館運営審議会	10	2	20.0%	10	2	20.0%

23	図書館協議会	8	6	75.0%	8	6	75.0%
24	文化財保存調査委員会	7	1	14.3%	6	1	16.6%
25	西都市歴史民俗資料館運営協議会	9	1	11.1%	8	1	12.5%
合 計		308	71	23.1%	311	73	23.5%
広域で設置されている審議会等と除く場合		287	65	22.6%	290	67	23.1%

○審議会等女性登用率の動向

年 度	審議会数	委員総数	内女性数	女性委員の割合	前年度比
平成 29 年度	50	765	233	30.5%	-1.4%
平成 30 年度	50	744	226	30.4%	-0.1%
令和 元 年度	55	762	235	30.8%	+0.4%
令和 2 年度	55	804	251	31.2%	+0.4%
令和 3 年度	58	795	239	30.1%	-1.1%
令和 4 年度	61	890	249	28.0%	-2.1%
令和 5 年度	61	900	250	27.8%	-0.2%
令和 6 年度	58	852	248	29.1%	+1.3%

○国・県との比較（地方自治法 202 条の 3 に基づく審議会等で比較した場合）

年 度	西都市(広域を除く)	宮崎県市町村平均	全国市町村平均
平成 29 年度	23.0%	22.9%	26.2%
平成 30 年度	22.9%	23.3%	26.3%
令和 元 年度	23.5%	23.5%	26.0%
令和 2 年度	24.3%	24.3%	27.1%
令和 3 年度	24.3%	25.3%	29.1%
令和 4 年度	22.4%	26.2%	29.5%
令和 5 年度	22.6%	26.2%	28.5%
令和 6 年度	25.7%	26.9%	27.5%

○市役所における管理職等登用状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分		性別	人数	割合	女性の増減 前年度比
総職員数 370 名		男性	264	71.4%	+0.8%
		女性	106	28.6%	
役職者数 223 名		男性	162	72.6%	+3.9%
		女性	58	27.3%	
内 訳	課長級 24 名	(男性)	22	91.6%	+4.1%
		(女性)	2	8.4%	
	課長補佐級 99 名	(男性)	82	82.5%	+1.4%
		(女性)	17	17.7%	
	係長級 100 名	(男性)	64	64%	+4.0%
		(女性)	36	36%	

※県からの出向者を除く

② 女性人材の育成・

パネル展や市ホームページ等を通じ、女性活躍推進のための取り組みや情報等を提供します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】・男女共同参画週間（6/23～6/29）の周知啓発 ・人権啓発強調月間（8月）での周知・啓発 ・女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）の周知啓発	・広報さいと6月号に掲載 ・広報さいと8月号に掲載 ・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出（6月） ・11月15日号「お知らせ」掲載 ・サイネージ、公式ラインでの広報	市民課	3
【再掲】 ・啓発品の作成 ・「広報さいと」男女共同参画啓発特集 ・男女共同参画情報紙	・啓発物品の作成はなし ・3月号にて特集 ・300部（±0）		3
【再掲】市HP及びFBへ記事や講座等の案内を掲載	随時更新		3

女性が活躍できる能力を身につけるため、様々な分野における女性への学習機会の充実を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
西都市働く婦人の家の指定管理運営 女性労働者の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的として設置・運営。職業生活及び家庭生活に必要な知識及び技能の習得のための講習、実習等を開催	施設利用者延べ人数： 10,318名（-259） 【女性勤労者：2,591名（+189）、勤労家庭の主婦：1,377名（+71）、その他：6,350名（-519）】	商工観光課	3
市公民館講座の開設（通年、単発含む）	目標値：7講座、102名 講座数：7講座（±0） 受講者：76名（+4） （男性8名、女性68名）	社会教育課	3
各地区公民館講座の開設	目標値：14講座、233名 講座数：14講座 受講者：163名（-18） （男性6名、女性157名）		3
図書館における関連図書購入	目標値：20冊 購入数：31冊（+16）		5

【審議会委員評価】

審議会等における女性登用率が29.11%まで向上し、令和10年度目標の33%に近づいている点は、行政の取組成果として高く評価できる。また、審議会だけでなく、係長級における女性割合の増加など、計画に基づいた女性活躍推進の取組が着実に進んでいることがうかがえる。引き続き意思決定過程における女性参画の拡大が進むことを期待する。

◆要望事項◆

- ・分野や委員会における男性中心の構成が依然として見られ、若い世代や地域活動に関わる女性人材の登用が重要。また、団体や企業との連携を強化し、啓発活動を充実させることで実効性のある取り組みの推進が期待される。
- ・中長期的な視点で女性人材の育成が必要。採用段階での助成枠の増加と、人事評価制度を通じて早期に女性の能力を見抜き、活躍の場を与えることが求められる。
- ・制度の周知にとどまらず、PDCAサイクルを回し、実効的な変化を促進する必要がある。
- ・女性委員が政策決定や意見形成の過程で主体的に参画しやすい環境づくりが重要。男女共同参画の理念を実質的に浸透させることが期待される。

【重点目標Ⅱ-2】就労環境の改善に向けた支援

国においては、職場での男女間格差の是正や就業環境の見直しを図るための法整備が進められていますが、依然として、「男性は仕事・女性は家庭」という意識が根付いている状況にあります。

雇用の場における男女間格差の是正及び妊娠・出産・育児・介護等を理由とした不利益取扱いの根絶、セクシュアル・ハラスメントの防止などの取り組みを推進するために、事業者に対して積極的改善措置（ポジティブ・アクション）についての情報提供や啓発を行い、機運の醸成に努めます。また、働くことを希望する女性に対し、自分に合った働き方を選択できるよう、能力開発や就労、起業といった女性のチャレンジに対する支援を行うとともに、関係機関と連携しながら、仕事と育児・介護等の両立のための制度の定着促進及び支援内容の充実を図ります。

① 雇用の場における男女間格差の解消

男女雇用機会均等法の履行確保のため、関係機関と連携しながら、企業・事業者に対する周知を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
働きやすい職場環境づくり推進のための啓発	・随時（商工観光課窓口でのチラシ、パンフレット等を掲出）	商工観光課	3

中小企業勤労者等の福利厚生の上昇を図るとともに、生活の安定と勤労意欲の向上を目指すため、総合的な福祉事業の周知範囲の拡大に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
退職金共済制度の周知	随時（商工観光課窓口でのチラシ、パンフレット等を掲出）	商工観光課	3

各種の広報等を通じて、就労における男女平等意識が浸透するように努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】男女共同参画週間（6/23～6/29）の周知啓発	・広報さいと6月号掲載 ・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出 ・サイネージ、公式ラインを活用	市民課	3

職場において、働きながら安心して子どもを産み育てることができ環境の整備を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
育児休業制度の取得率	（目標値：R7 年度末 10%以上） 男性職員 0%（±0ポイント） ・制度理解が浸透している。 （目標値：R7 年度末 90%以上） 女性職員 100%（±0ポイント）	総務課	2
【再掲】働きやすい職場環境づくり推進のための啓発	・随時（商工観光課窓口でのチラシ、パンフレット等を掲出）	商工観光課	3

企業・事業者における女性の能力発揮のための積極的な取組の促進を図るため、関係機関と連携しながら情報の提供に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】働きやすい職場環境づくり推進のための啓発	・随時（商工観光課窓口でのチラシ、パンフレット等を掲出）	商工観光課	3

各種ハラスメント防止に向けて企業・事業者に対する意識の啓発を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】働きやすい職場環境づくり推進のための啓発	・随時（商工観光課窓口でのチラシ、パンフレット等を掲出）	商工観光課	3

② 多様な働き方を支援するための就業条件・環境の整備

ワーク・ライフ・バランスを支援する観点から、特に女性の働きやすい環境づくりに向けて、企業・事業者及び行政が連携して機運の醸成に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】働きやすい職場環境づくり推進のための啓発	・随時（商工観光課窓口でのチラシ、パンフレット等を掲出）	商工観光課	3

デジタル技術を活用して新たに経営環境の改善等の取組を行う事業者を支援します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
産業基盤維持・育成事業 デジタル技術を活用し、新たに経営環境の改善等の取組を行った事業者に対し、補助金を交付する	交付件数：0件（-2）	商工観光課	1

働く場において、多様な人材（特に女性）がその能力を発揮できるように、職業能力の習得・向上に向けた講座等の実施や情報の提供に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】西都高等職業訓練校における県の委託訓練	第1回 パソコン・販売基礎科（3ヶ月間） 受講者数：19名（±0）【男性8名（-1）、女性11名（+1）】 第2回 パソコン・販売基礎科（3ヶ月間） 受講者数：16名（+16）【男性5名（+5）、女性11名（+11）】	商工観光課	4

パートタイム労働者の雇用管理改善等に関する法律及び指針の周知を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】働きやすい職場環境づくり推進のための啓発	・随時（商工観光課窓口でのチラシ、パンフレット等を掲出）	商工観光課	3

労働に対する正当な評価、就業条件、就業環境の整備を図り、家族一人ひとりの経済的地位の向上に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】働きやすい職場環境づくり推進のための啓発	・随時（商工観光課窓口でのチラシ、パンフレット等を掲出）	商工観光課	3
家族経営協定の締結推進 経営主の配偶者や後継者の経営参画及び家事の分担等を明確にする	締結件数：240件（+3）	農業委員会	4
農業者年金加入推進 農業者の生活の安定及び福祉の向上に寄与するため農業者年金の加入を推進する	[目標値] 新規加入者数 6名 うち女性 3名 [実績] 新規加入者 8名（+2） うち女性 4名（+2）		4

知識や技術、経営管理能力の取得のための研修や交流等を促進し、技術・経営管理能力の向上を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
創業支援 新規開業を目指す人への支援として、実践創業塾及び経営計画セミナーに関するカリキュラムを実践	創業塾参加者：13名(±0) 【男性8名(-1)、女性5名(+1)】	商工観光課	4

生産と生活の両面において、過重な負担を負うことがないように、育児や介護との両立を支援するための支援体制の整備に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】働きやすい職場環境づくり推進のための啓発	・随時（商工観光課窓口でのチラシ、パンフレット等を掲出）	商工観光課	3

子ども・子育て支援事業計画に基づき、延長保育、一時預かり保育、学童保育等の子育て支援に取り組めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
一時預かり保育事業 保育者の育児疲れの解消や急病、勤続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育を行うことにより、保育者の肉体的・精神的負担の軽減を図る。	一般型実施保育園：1園(±0) 利用者数：88名 (西都乳児保育園) 在園型実施保育園：7園(±0) 利用者数：14,004名 光照こども園、大きな家族こども園、こどもの家、あいいく幼稚園、あさひ幼稚園、岩崎保育園、妻保育園	福祉事務所	3
延長保育事業 延長保育を行っている保育園に対する補助。延長保育需要に対応するため、法人保育所、認定こども園が実施	実施保育園：12園(-1) 利用者数：13,910名 (稚児ヶ池保育園、きよみず保育園、岩崎保育園、妻保育園、穂北保育園、札の元保育園、西都乳児保育園、光照こども園、大きな家族こども園、こどもの家、あいいく幼稚園、あさひ幼稚園)		3
放課後児童健全事業（放課後児童クラブ） 昼間、仕事などにより児童の帰宅時に保護者がいない小学校低学年児童の健全育成を図るため実施	実施数：15ヶ所(±0) 利用者：473名(±6)		3

介護者の負担軽減を図るため、利用者に必要な介護・福祉サービスの提供に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
地域包括支援センター運営事業 個々の高齢者の状況やその変化に応じて介護サービスを中核とした様々な支援が、継続的かつ包括的に提供される地域包括ケア体制の中核的役割を担うことを目的とした事業	【目標値】 (主要事業)総合相談事業 相談延べ件 4,000件 (主要事業)総合相談事業 相談延べ件数： 7748件(+839)	健康管理課	4
在宅介護支援センター運営事業 要介護高齢者やその家族に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じる	相談件数：68件(-82)		2

介護機器リサイクル事業 体の虚弱な高齢者で介護用ベッド、車椅子歩行器が必要な人に対し、リサイクル品を無償で貸与する事業	貸与件数：41件(+4)		3
居宅介護（ホームヘルプ）事業 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助が必要な家庭に対してホームヘルパーを派遣する	利用者数：66名(+5)	福祉事務所	4
短期入所（ショートステイ）事業 家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できる	利用者数：83名(+5)		4
生活介護事業 常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動など機会を提供する	利用者数：118名(-5)		4
補装具（購入・修理）事業 身体上の障がいをもって、日常生活や社会生活をしやすいするための補装具（購入・修理）を支給する事業	給付等件数：95件(±0)		4
日常生活用具給付金 身体障害者手帳を所持している人で要件を満たす方に、日常生活を容易にするため用具を給付する	給付件数：546件(+41)		4
訪問入浴サービス事業 家庭において入浴することが困難な身体障がい者（児）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、入浴者を派遣して入浴に係るサービスを行う	利用者数：6名(-1)		4
日中一時支援事業 日中に監護者がいない場合や、障がい者（児）の日中活動の場、家族の就労支援、介護者の一時的な休息を目的とし、障がい者（児）の日中における一時的な預かりを福祉サービス事業所で行う	利用者数：90名(+3)		4
地域活動支援センター（旧デイサービス）事業 雇用、就労が困難な在宅の障がい者に対し、創作活動、生産活動の機会の提供、機能訓練、社会適用訓練、入浴等のサービスを提供する事業	利用者数：16名(+1)		4
重度障害者タクシー料金助成事業 タクシー運賃の一部を助成するタクシー券（基本料金相当分）を1か月あたり2枚交付する	助成件数：114件(+9)		4
特別障害者手当等支給事業 在宅で重度の障害があるため、常時介護を必要とする人等に対し、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を支給する	対象者数：66名(±0)		4

③ 就労・起業支援

再就職を希望する女性に対して、積極的な情報の提供を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
市HP（ホームページ）を通じた広報（ハローワーク情報誌）	労働局の更新に合わせてリアルタイムに更新	商工観光課	5

独立開業を志す人に対し、情報の提供、人材の育成、資金の確保など様々な面からの支援に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
創業・事業承継支援業務委託事業 専門の相談員に委託し、創業前から創業後にわたってサポートを実施	創業相談者数 実績 43人 創業者数 実績 29人	商工観光課	4

【審議会委員評価】

これまでの取組により一定の成果が見られ、相談体制の充実や相談件数の増加は、市民からの信頼を高めるものとして評価される。一方で、職場における男女比の偏りや性別役割意識が依然として残っている点については、引き続き改善が求められる。今後も継続的な取組により、より公平で参画しやすい環境づくりが進むことを期待する。

◆要望事項◆

- ・男性が0%、女性が100%となる職場が存在することは性別役割意識が残る可能性があり、改善が必要。
- ・育休取得が実際に利用しやすい環境であるか等を企業へも確認し、実態に基づく支援策が求められる。
- ・相談支援体制が評価されているため、人材の確保と専門性の向上を継続することが必要。
- ・離職防止や職員の負担軽減、働きやすさの確保につながる職場環境整備が急務。

【重点目標Ⅱ-3】仕事と家庭・地域生活の両立支援体制の整備

夫婦共働き世帯の増加など、家庭の形が変化している近年、子育てや介護等を男女が共に担っていくことが重要です。しかし、我が国では、男性中心型労働慣行が依然として根付いており、女性が子育てや介護等を担っている場合が多く、負担が偏っている現状があります。

男女が協力し合いながら仕事と家庭を両立させるために、家庭や事業者におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取り組みを推進するとともに、事業者と連携した啓発や情報提供を行い、男性中心型労働慣行の見直しを含めた労働環境の整備に努めます。

① 仕事と生活との調和のための体制整備の促進

固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報啓発活動を図り、ワーク・ライフ・バランスを促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】市広報紙や市HP（ホームページ）、FB（フェイスブック）等にて記事を掲載	随時	市民課	3

希望すれば、育児休業・介護休業を取得できるよう、企業・事業者に対して制度の一層の整備を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】働きやすい職場環境づくり推進のための啓発	・随時（商工観光課窓口でのチラシ、パンフレット等を掲出）	商工観光課	3

関係機関と連携しながら、仕事と育児・介護等の両立のための制度の定着促進を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】働きやすい職場環境づくり推進のための啓発	・随時（商工観光課窓口でのチラシ、パンフレット等を掲出）	商工観光課	3

男性の育児休業制度・短時間労働勤務制度の利用の促進に取り組みます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
配偶者の出産に伴う休暇制度について対象男性職員に文書等で周知を行う	男性職員の出産補助休暇等取得率：100%（±0ポイント） （目標値：90%以上） ・制度理解が浸透している。	総務課	4
【再掲】働きやすい職場環境づくり推進のための広報・啓発	・随時（商工観光課窓口でのチラシ、パンフレット等を掲出）	商工観光課	3

就業環境の整備を図り、家庭や地域活動への男性の参画を促進するとともに、仕事と生活が両立できる基盤づくりに努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
ノー残業デーの実施	毎週水曜日をノー残業デーとした	総務課	4

ワーク・ライフ・バランスを実現するために「家族の協力と理解」が得られるように、機運の醸成・啓発に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】男女共同参画週間（6/23～6/29）の周知啓発	・広報さいと6月号掲載 ・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出 ・サイネージ、公式ラインの活用	市民課	3
女性団体の育成と組織の強化	西都市地域婦人連絡協議会会員：49名（-1）	社会教育課	3

【審議会委員評価】

働きやすい職場づくりに向けた啓発活動は一定の成果を挙げているものの、具体的な取組内容が市民から見えにくいとの指摘があった。

図書館を活用した広報は良い取り組みであるが、より多様な場での発信が求められている。また、育児や介護、地域活動を行いながら働く人への支援が重要視されており、情報発信の充実と、支援体制への理解促進が課題となっている。

◆要望事項◆

- ・啓発活動の内容や成果を、市民が視認できる形での発信強化が必要。
- ・育児・介護休業制度に対する理解促進を図り、企業へも積極的な働きかけを行うことが求められる。
- ・ボランティアや地域活動団体との連携を強め、支え合える地域づくりの促進に繋げる。
- ・経済的困難を抱える家庭にも支援が行き届くよう、事業所等と協働して必要な支援策を展開することが重要。

【重点目標Ⅱ-4】地域社会における男女共同参画の推進

市民や地域のニーズが多様化し、行政によるサービスだけでは対応することが難しくなっており、地域住民の積極的な参画による地域活動の活性化が今後ますます重要になってきます。

さまざまな分野における地域活動をより一層活性化するために、性別、年齢に関わらず誰もがその担い手となるよう意識の醸成に努めるとともに、各市民活動団体等と連携し、情報提供や活動支援を行います。また、農林業・商工業等の自営分野において、家庭経営協定の普及および活用方法の検討や、講座・講演会等の開催をとおして、女性の参画拡大を図ります。

① 地域社会における男女共同参画の促進

農林業・商工業等の自営業を対象とした男女共同参画のための啓発活動の促進や講座・講演会等の開催に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】創業支援 新規開業を目指す人への支援として、実践創業塾及び経営計画セミナーに関するカリキュラムを実践	創業塾参加者：13名(±0) 【男性8名(-1)、女性5名(-1)】	商工観光課	4
農業次世代人材投資事業 新規就農者育成総合支援対策事業 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する資金の交付を実施	交付者数：21組(±0)、24名(-1) (男性21名(±0)、女性3名(-1))	農林課	3

農林業・商工関係団体への女性の参画を推進し、これらの分野における方針決定の場への女性の参画拡大を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
創業等支援事業補助金を活用した女性創業者の創業塾への参加及び商工会等への入会促進	創業塾への参加は補助金申請時に呼びかけ。【参加者：男性5名、女性3名】 商工会等への入会は補助金交付者に対し必須としている。【入会者：男性12名、女性7名】	商工観光課	3
認定農業者の育成・確保	・認定農業者数：756件(+10) 市認定621件(-8)、広域認定135件(+18) うち、女性が代表名義：36件(+5) ・共同申請件数：77件(+5) 市認定66件(-3)、県認定11件(+8) うち、女性が共同名義：16件(+5)	農林課	3

農業者年金の女性加入推進に向けて、周知・広報活動に取り組みます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】農業者年金加入推進 農業者の生活の安定及び福祉の向上に寄与するため農業者年金の加入を推進する	〔目標値〕 新規加入者 6名 うち女性 3名 〔実績〕 新規加入者 8名(+2名) うち女性 4名(+2名)	農業委員会	4

地域活動における女性の参画を促進するため、男女共同参画の視点や市民のニーズを取り入れた広報啓発活動の充実を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
市民活動団体支援事業 ・市民活動登録団体によるネットワーク協議会への支援 各種情報誌等の送付	登録活動団体：21 団体(±0)	市民課	3

女性グループ・団体等の活動を促進するため、人材の育成、配偶者の理解、ネットワーク化などを支援します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
女性活動団体への協力支援 ・市に登録のある女性団体に対して、情報提供や活動支援等を行う（登録活動団体 15 団体）	情報誌の送付：3回(±0) ※その他必要に応じて各種講座等の案内を送付	市民課	3

地域づくり協議会と連携して自治会活動、自主防災活動に女性の積極的な参加を促します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
女性の地域防災士の自主防災活動への参加 女性視点の防災への取り組みを充実させる	市民向け防災講話での呼びかけ 市防災訓練への参加 (目標)年 12 回 (実績)年 29 回 (+17)	危機管理課	3
地域づくり協議会による防災活動の実施 防災講習会、避難訓練支援、視察研修	開催数：2 回	市民課	2

子どもたち（保護者を含む）に地域の子ども会・スポーツ少年団等の活動の中で、男女共同参画の必要性を啓発します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
男女混合で行われる野球・サッカー競技において、女兒であることを理由に入団を拒否することなく受け入れる。	拒否した単位団なし	スポーツ振興課	3
子ども会イン・リーダー教室の開催	開催数：9回(±0) 対象者：各小学校の5年生 ※2校については小学4年生も対象	社会教育課	3

市民一人ひとりが地域や職場・社会において環境保全活動に積極的に参加することを支援します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
環境フェスタ 2024	開催日：令和6年 11 月 16 日 参加人数：500 人	生活環境課	3
ボランティア清掃活動	活用団体数：18 団体 活動総人数：1,899 名		3

② 市民と行政との協働によるまちづくり・市民活動の推進

市民が地域活動をしやすい環境づくりに努めるとともに、地域間におけるネットワーク形成を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
各地域づくり協議会への支援 (地域づくり協議会7地区)妻北・妻南・穂北・三納・都於郡・三財・東米良	事務支援、各協議会実施事業等の運営補助	市民課	3

地域コミュニティへの支援事業 ・「協働の地域づくり懇談会」の開催(5地区)	・懇談会(実施なし)		—
--	------------	--	---

積極的な情報の提供と活動支援に努め、地域における市民活動を推進します。

事業・取組内容	実績(前年比)	所管課	市の評価
市民提案型まちづくり事業 市民団体等が自主・自発的に行うまちづくり事業に対して、事業の経費の一部を補助する	補助団体数：2団体(+1)	市民課	3

男女共同参画の視点に立った地域コミュニティを構築するために、地域における男女共同参画意識の啓発を推進します。

事業・取組内容	実績(前年比)	所管課	市の評価
地域づくり協議会による男女共同参画講演会の開催	開催数：0回(-1)	市民課	3

広報活動を充実させ、地域における男女共同参画社会の実現に向けた意識と基盤づくりを推進します。

事業・取組内容	実績(前年比)	所管課	市の評価
男女共同参画啓発品の配布 人権街頭キャンペーン、男女共同講演会等でパンフレット及び啓発品を配布	啓発物品の配布：6回(-1) 人権啓発街頭活動(年2回)、男女共同参画職員研修会、男女共同参画週間ポスター展、女性に対する暴力を無くす運動ポスター展、成人式	市民課	3

【審議会委員評価】

地域における男女共同参画の推進が着実に実施されており、自主防災活動や農業団体等への女性の参加が増加しつつある点は評価できる。認定農業者や事業継承者の育成に向けた取組についても、女性の意欲を後押しする大きな成果につながっていると感じる。市と関係団体との連携により、女性の就業や参画促進が図られていることは、地域産業の活性化にも寄与していると考えます。

◆要望事項◆

- ・女性の就業意欲を後押しする取組を継続し、農林業・商工業への参画拡大を図る。
- ・各種団体との連携を強化し、女性が参加しやすい環境づくりと担い手確保を進める。
- ・活動成果の発信方法を見直し、市民に伝わりやすい広報を実施する。
- ・行政だけでなく個人事業者や地域組織と協働したサポート体制の強化が必要。

【重点目標Ⅱ-5】国際理解・協力の推進

男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされており、国際社会においては、人種や国籍を問わず、多様性尊重の視点に立って施策を推進していくことが求められています。

国際的な男女共同参画の現状や取り組みについて、市民に対して積極的な情報提供を行い、国際的視野に立った男女共同参画意識の醸成に努めるとともに、国際交流をとおして、人種や国籍が異なる人々が、多様な文化や価値観の違いを認め合い、お互いに尊重し合いながら共に生活していく多文化共生社会づくりを推進します。

① 国際交流・人材育成の推進

男女平等に対する国際的な取組について、情報の提供を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】 男女共同参画週間（6/23～6/29）の周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報さいと6月号掲載 ・市民課前ロビー・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出 ・サイネージ、公式ラインを活用 	市民課	3

国際交流による幅広い視点を持つ人材の育成を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
天正遣欧少年使節ゆかりの地国内交流事業 天正遣欧少年使節団にゆかりのある長崎県4市1町、熊本県1市及び西都市の中学生が少年使節団の顕彰と青少年健全育成を図る	実施日：8/5～8/7 場所：長崎県佐世保市 参加者：中学生5名、引率者3名 ※全体の参加者は32名、引率者13名	総務課	3
台湾交流事業	教育旅行受け入れや中学生によるオンライン交流を市内2校で本格的に実施し人的交流を積極的に推進した。また、経済的な交流を推進するために羅東鎮内に本市特産品を展示販売するためのアンテナショップ等の開設に向けた協議や羅東鎮の主要経済団体である羅東ライオンズクラブと意見交換等を実施し、新たな交流に繋げていく取り組みを行ったところである。	商工観光課	5
台湾交流事業 台湾の児童生徒と交流することにより、国際的視野を身につけるとともに、外国の文化や価値観を理解し尊重する意識を育む。また、グローバル化が進展する中で、言語を超え、積極的にコミュニケーションを取れるよう、世界共通の文化であるスポーツを手段として、国際交流を行い、グローバル社会を生き抜く力を養う	隔年実施（次回R7） 令和5年7月に台湾にて交流事業を実施。少年団を代表してバレーボール競技の単位団に所属する団員が、台湾の児童生徒とスポーツを介して交流を行った。 令和6年3月に台湾の野球少年団が本市を訪れ、スポーツ及び学校活動などの交流も行った。	スポーツ振興課	3
ALT 配置による英語教育の充実	配置人数：4名（±0）	教育政策課	3

【審議会委員評価】

男女共同参画を地域社会全体に広げるため、多様な立場の人や団体がかかわる取り組みが進んでいることは前向きな成果である。特に国際交流や若者育成を通じた意識啓発が評価され、女性の活躍促進にもつながっている。一方で、活動内容が市民へ十分に伝わっていない面があり、広報の強化が求められる。

◆要望事項◆

- ・国際的視野をもった若者育成や外国人との交流を継続し、地域活性化へつなげていく。
- ・地域団体や企業との協働を促進し、男女共同参画の取組をより生活に身近な形で推進する。
- ・創業支援分野における女性の活躍を後押しし、経済的自立を支援する施策の充実。

【基本目標Ⅲ】 安全・安心な暮らしの実現

【重点目標Ⅲ-1】 生涯を通じた健康づくり

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会づくりの基本的な条件です。

特に女性は、心身の状況が思春期、出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じて大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点に配慮しつつ、男女がお互いの性差を理解し、尊重し合うことが求められています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透を図るため、正しい知識の普及や意識啓発を推進するとともに、女性が安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりのために、相談体制及び支援サービスの充実に努めます。男女がお互いの性差に応じた健康について理解を深め、尊重する意識を醸成するとともに、性別に関わらずすべての人が、心身の状態に応じた保健・福祉サービスを自らの意思で選択し、生涯にわたって心身共に健康な生活を送るための包括的な支援に取り組めます。

① 健康づくり支援

疾病の予防や健康管理意識を高めるため、広報活動等を通じた意識啓発活動を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
ライフステージに応じた知識の普及啓発	【目標値】 3,563人(69回) 【実績】 健康教育：2,651名(-151名)、 81回(-2回) (内訳) 乳幼児期 356名・17回 学童思春期 244名・3回 青年成人期 27名・1回 高齢期 48名・6回 がん検診対象者年齢 1,976名・54回	健康管理課	4

様々な年代やライフスタイルに応じた健康管理が実施できるように、健康診査や健康相談の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
西都市国保特定健康診査の実施 生活習慣病やその前兆であるメタボリックシンドロームを早期に発見し、予防・改善するため、個別検診及び集団検診を行う	【目標値】 特定健康診査受診率 38% 【実績】 ・特定健康診査受診率：29.8%(-2.3) ※令和6年度の実績は9月に確定するため令和7年4月速報値を記載	健康管理課	2

子宮がん・乳がん検診など、各種の健(検)診の受診率を高めるための啓発活動を積極的に推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
子宮がん・乳がん検診の実施	【目標値】 ・子宮がん検診受診者数(率)：14% ・乳がん検診受診者数(率)11.5%	健康管理課	3

	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮がん検診受診率：13.8% (-0.1) 受診数 1,132 名 (前年比：-61 名) ・乳がん検診受診率：11.4% (±0.0) 受診者数 662 名 (前年比：-4 名) ・受診率の出し方: (R5 年度受診者 +R6 年度受診者-2 年連続受診者) / 対象者 		
--	--	--	--

健康や体力の保持・増進を推進し、気軽に参加できるスポーツ大会や教室等の開催の充実を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
西都原このはなマラソン大会 開催日：3月16日(日) 会場：西都原公園折返しコース 対象：小学生以上で健康な人 種目：2・3・5・10 kmマラソン、8km ウォーキング	参加者数：1,600人(+261) (男性957人、女性643人) コロナ禍前と概ね同様の要項で実施したが、2年目となり参加者も増加した。	スポーツ 振興課	4
西都市陸上競技記録会 開催日：10月15日(土) 内容：市町村対抗駅伝大会選手選考会として長距離記録会を行う 対象：小学生以上	前回から長距離記録会として実施 参加者数84人(-22) (男性47人、女性37人) 長距離限定の大会であるため、競技者の全体数の減少に伴い本大会の参加者数も若干減少した。		2
西都市民カローリング大会 開催日：6月9日(日) 対象：西都市内在住の人(学生・専門学校学生は除く)	参加者数：119人(-14) 参加者が若干減少したが、前大会と概ね同規模程度の開催となった。		2
パークゴルフ大会(年2回開催) 開催日：6月5日(水) 72人 12月4日(水) 55人 対象：18歳以上	参加者数：127人(-6) (男性82人、女性45人) コロナ禍をきっかけに競技を中断していた愛好者が復帰していないが、参加者数は概ね維持できた。		3
グラウンド・ゴルフ大会(年1回開催) 開催日：5月23日(木) 対象：協会員または西都市内在住者	参加者数：126人(-5) (男性68人、女性58人) 市グラウンド・ゴルフ協会の努力のもと参加者数は概ね維持できた。		3
地域づくりによる介護予防事業「いきいき百歳体操」 高齢者が通いやすい公民館等において、市民主体の通いの場を週1回以上展開。DVDを見ながら30分間イスに座ってできる体操を実施する	<p>【目標値】</p> <p>実施箇所数：40箇所</p> <p>【実績】</p> <p>実施数：40箇所(新規+4、休止-2) 参加者実人数：669名(+50) (男性139名、女性530名)</p>	健康管理課	3
母子保健活動(1歳6か月児・3歳児健診) 乳幼児の発育・発達の遅れなどの早期発見、育児に関する正しい知識の普及とともに、保護者同士の情報交換ふれあいの場とする	<p>【実績】</p> <p>開催数：16回(-4) 参加者数：308名(-59)</p>		3

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
食生活改善推進員地区組織活動	【目標値】 回数 32 回 参加者数 658 名 【実績】 開催数：28 回(+6) 参加者数：1362 名(-7)		2
母子・若年世代・男性・高齢者への料理講習会・試食配布	【目標値】 回数 32 回 参加者数 658 名 【実績】 開催数：13 回(+3) 参加者数：185 名(-258)		1
栄養講話(食育授業含む)	【目標値】 回数 21 回 参加者数 249 名 【実績】 開催数：12 回(+3) 参加者数：183 名(+23)		1

② 自殺対策

市の広報で自殺予防やこころのサポーターの周知を行うとともに、チラシ等の配付や各種健康教室において、自殺予防に関する情報提供に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
相談窓口一覧表および普及啓発グッズを配布する。	自殺予防の周知：151 か所(+49) 相談窓口一覧配布：3,348 名(+840) 自殺予防グッズ（ハッソ含む）配布：1,157 名 (+678)	健康管理課	4

相談体制の充実のため、自殺の危険性を早期に発見し、適切な相談・対応を行うための人材（こころのサポーター）養成研修に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
こころのサポーター（ゲートキーパー）養成講座を開催する。	2 回（-4 回） 44 人（-25 人）	健康管理課	3

【審議会委員評価】

特定健診の受診率にはまだ改善の余地があるものの、普及に向けた取り組みは継続的に進められている。市民の健康意識も徐々に向上し、いきいき百歳体操など身近な運動機会の定着が見られる。健康支援に関する情報提供が広がりつつあり、市民が参加しやすい環境づくりへとつながっている点は評価できる。

◆要望事項◆

- ・ 特定健診の受診率向上に向け、受診しやすい仕組みの改善と情報発信の強化。
- ・ 高齢者が気軽に継続できるスポーツや健康事業をさらに充実させる。
- ・ 妊婦健診や産後支援など、ライフステージごとの健康支援施策の充実。

【重点目標Ⅲ-2】生活上の困難を有する市民への支援

少子高齢化の進行、未婚や離婚による単身世帯及びひとり親世帯の増加、非正規雇用労働者の増加など、家族形態が多様化され、社会の変化を背景に、幅広い層で困難を抱える人が増加しています。

特に女性は、高齢単身世帯に占める割合が高いこと、ひとり親世帯の多くが母子家庭であること、非正規雇用労働者の割合が高いこと、賃金の男女間格差があることなどから、貧困などの生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

様々な媒体を通じた情報提供や関係機関との連携により、困難な状況に置かれている人の早期発見及び早期支援に努めるとともに、誰もが地域社会と関わりながら生涯にわたって安心して生活ができるよう、生活実態に応じた個別支援体制の充実や相談支援体制の強化を図ります。

① 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実

ライフスタイルの多様化による、延長保育など様々な保育ニーズに対応した保育内容の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
一時預かり保育事業 保育者の育児疲れの解消や急病、勤続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育を行うことにより、保育者の肉体的・精神的負担の軽減を図る	一般型実施保育園：1園（±0） 利用者数：88名 （西都乳児保育園） 在園型実施保育園：7園（±0） 利用者数：14,004名 光照こども園、大きな家族こども園、こどもの家、あいいく幼稚園、あさひ幼稚園、岩崎保育園、妻保育園	福祉事務所	3
延長保育事業 延長保育を行っている保育園に対する補助。延長保育需要に対応するため、法人保育所、認定こども園が実施	実施保育園：12園(-1)、利用者数13,910名 （稚児ヶ池保育園、きよみず保育園、岩崎保育園、妻保育園、穂北保育園、札の元保育園、西都乳児保育園、光照こども園、大きな家族こども園、こどもの家、あいいく幼稚園、あさひ幼稚園）		3
休日保育事業 保育者の勤務等により休日等に保育に欠ける園児の福祉の向上を図るために保育所に入所している児童に限って実施	実施保育園：4園(±0)、利用者数25名 （きよみず保育園、西都乳児保育園、白梅保育園、妻保育園）		3
病児保育事業 保育者の就労により、家庭での保育が難しい病児の保育を、看護師・保育士がいる保育園の施設内で実施	実施保育園：2園(±0)、利用者数842名 （光照こども園、あいいく幼稚園）		3
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 昼間、仕事などにより児童の帰宅時に保護者がいない小学校低学年児童の健全育成を図るため実施	実施数：15ヶ所(±0) 利用者：473名(+6)		3

育児への不安を解消するため、関係機関と連携を図りながら、相談業務の充実を図るとともに、情報の提供を行います。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
パパのイクメン手帳(県発行)交付：週1回(火)育児参加を促進する	交付件数：123件(-23)	健康管理課	3
育ちのひろば(発達相談) 発育・発達面で支援が必要な児童及び育児不安を抱える保護者を対象に音楽療法及	【目標値】 回数12回 参加者数96名		3

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
び専門スタッフによる個別相談を行い、保護者の気持ちに寄り添いながら子育てを支援する	【実績】 開催数：11回(±0) 参加者数：49名(-6)		
保育所園庭開放 自宅保育をしている保護者ら保育所に招き、保育所施設の開放や入所園児との交流を図る	実施施設：18か所(±0)	福祉事務所	3
療育相談事業 保護者や保育所、幼稚園、学校からの相談を受け、関係機関との連携を図りつつ、児童の療育を指導、支援する(言語訓練中心)	場所：妻北小学校 相談件数：581件(+72.9%)		5

仕事と育児・介護を両立しながら就労できるよう、育児休業制度、短時間勤務制度、介護休業制度等の利活用に関する広報・啓発活動を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
「西都市内の児童クラブ(学童保育)について」の広報周知	西都市ホームページに掲載	福祉事務所	3

安心して介護サービスを利用できるよう、施設、サービス内容等の充実を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
地域包括支援センター運営事業 個々の高齢者の状況やその変化に応じて介護サービスを中核とした様々な支援が、継続的かつ包括的に提供される地域包括ケア体制の中核的役割を担うことを目的とした事業	【目標値】 (主要事業)総合相談事業 相談延べ件数 4,000件 【実績】 (主要事業)総合相談事業 相談延べ件数： 7,748件(+839)	健康管理課	4

② 高齢者・障がい者の生活や社会参画に対する支援の充実

社会参画を希望する高齢者や障がい者に対する情報や機会の提供の充実を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】食生活改善推進員地区組織活動	【目標値】 回数 32回 参加者数 658名 【実績】 開催数：28回(+6) 参加者数：1362名(-7)	健康管理課	2
成年後見制度利用支援事業 判断能力が不十分な高齢者等が自らが希望する自立した日常生活を営むことができるように後見・保佐・補助の開始について申立を行う	申立件数：10件(-3) 障害 1件(±0) 高齢 9件(-3)	福祉事務所	3

高齢者や障がい者の生きがいづくりのために、各種相談体制や学習機会等の充実をめめます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
地域づくりによる介護予防事業「いきいき百歳体操」 高齢者が通いやすい公民館等において、市民主体の通いの場を週1回以上展開。DVDを見ながら30分間イスに座ってできる体操を実施する	【目標値】 実施箇所数：40箇所 【実績】 実施数：40箇所(新規+4、休止-2) 参加者実人数：669名(+50) (男性 139名、女性 530名)	健康管理課	3

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
シルバー人材センター運営補助（運営費補助） 定年退職者等の希望に応じた就業の機会を確保し、提供することにより生きがいの充実、社会参加の推進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを行う(事務局人件費等)	登録者数：220名(+15) (男性133名、女性87名)	福祉事務所	3
高齢者クラブ連合会・単位高齢者クラブの運営費補助	会員：436名(-165) (男性140名、女性296名)		2
在宅老人対策事業：高齢者虐待相談	相談件数：15件(+4)		3
自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受けられる	利用者数：1名(-3)		4
就労移行支援事業 就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受けられる	利用者数：15名(+10)		4
就労継続支援事業 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受けられる	利用者数：140名(+26)		4
さわやか福祉のつどい 障がい者(児)と市民がスポーツやレクリエーションを通して交流することで、市民の障がいに対する認識や理解を深めるとともに、障がい者(児)の社会参加を促すことを目的に開催する	R5に引き続き中止 参考 R1参加者数：244名		3
障がい児保育事業 集団生活の可能な中程度の障がい児を受け入れ保育を行う	実施保育園：4園(±0) (稚児ヶ池保育園、こどもの家、あさひ幼稚園、岩崎保育園)		3
児童発達支援事業 心身の発達に何らかの問題や障がいのある児童、その家族を対象に集団や個別の遊びを通じ発達に準じた適切な援助を行う	利用者数：51名(+5)		4
放課後等デイサービス事業 在学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施する	利用者数：117名(+20)		4
保育所等訪問支援事業 保育所や小学校等に通っている障がいのある園児・児童が集団生活に適應するために専門的な知識をもった指導員を派遣し、本人及び当該施設の先生等に支援方法を指導する	利用者数：5名(+2)	4	

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
学校生活支援員派遣事業 市内の小中学校に在学する児童・生徒が支障なく学校生活を送ることができるよう学校生活支援員を派遣する事業 (主な支援内容) ・身辺処理(学習サポート、給食、排泄、危険回避、昼休みサポートなど) ・学校内の移動 ・校外学習 など	学校数：小学校6校 対象児童生徒数：85名(-22) 支援員数：18名(±0)	教育政策課	3
【再掲】高齢者教室の開催 ・65歳以上の男女を対象に毎月開催	目標値：140名 参加者数：93名(+8) (男性9名、女性84名)	社会教育課	2

高齢者や障がい者が暮らしやすい環境整備のため、支援体制の充実を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
配食サービス事業 食事の確保が困難な在宅虚弱高齢者に対して栄養バランスのとれた夕食を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う	【目標値】 配食数：18,000食 【実績】 登録者数：192名(+24) 配食数：33,516食(+4761)	健康管理課	4
在宅介護支援センター運営事業 要介護高齢者やその家族に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じる	相談件数：68件(-82)	福祉事務所	2
生きがい活動支援通所事業 要介護認定審査会で非該当になった人に対する通所サービス	延利用者数：4名(-20) 実利用者数：2名(±0)		3
老人福祉電話貸与事業 電話を有していない一人暮らしの高齢者に対して他者との交流の機会を増やす等のために福祉電話を貸与する	貸与件数：5件(+1)		3
緊急通報機器貸与事業 65歳以上の一人暮らしの高齢者に対し緊急の際に、ボタンを押すだけで通報され救助にあたる機器を貸与する	貸与件数：26件(-14)		3
日常生活用具給付事業 一人暮らしの高齢者に対し火災警報機・自動消火器・電磁調理器等の日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る	給付件数：2件(±0)		3
軽度生活援助事業 要介護認定審査会で非該当となった人に対する軽度な家事援助事業	実利用者数：0名(-1)		—
介護機器リサイクル事業 体の虚弱な高齢者で介護用ベッド、車椅子歩行器が必要な人に対し、リサイクル品を無償で貸与する事業	貸与件数：41件(+4)		3
居宅介護(ホームヘルプ)事業 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助が必要な家庭に対してホームヘルパーを派遣する	利用者数：66名(+5)		4
短期入所(ショートステイ)事業 家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できる	利用者数：83名(+5)		4

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
療養介護事業 医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話を受けられる	利用者数：12名(±0)	福祉事務所	4
生活介護事業 常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する	利用者数：118名(-5)		4
施設入所支援事業 施設に入所する人が、入浴や排せつ、食事の介護などを受けられる	利用者数：43名(-1)		4
共同生活援助(グループホーム)事業 地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行う	利用者数：80名(+19)		4
同行援護事業 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時に同行し、移動の援護等を提供する事業	利用者数：17名(+1)		4
補装具(購入・修理)事業 身体上の障がいを補って、日常生活や社会生活をしやすいするための補装具費(購入・修理)を支給する事業	給付等件数：95件(±0)		4
日常生活用具給付事業 身体障害者手帳等を所持している人で要件を満たす方に、日常生活を容易にするための用具を給付する	給付件数：546件(+41)		4
移動支援事業 在宅の重度の障がい者(児)が、その有する能力や適正に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むのに家庭に適切な介護者がいない場合、ヘルパーを派遣し外出の介助を行う	利用者数：41名(±0)		4
訪問入浴サービス事業 家庭において入浴することが困難な身体障がい者(児)の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、入浴車を派遣して入浴に係るサービスを行う	利用者数：6名(-1)		4
日中一時支援事業 日中に監護者がいない場合や、障がい者(児)の日中活動の場、家族の就労支援、介護者の一時的な休息を目的とし、障がい者(児)の日中における一時的な預かりを福祉サービス事業所で行う	利用者数：90名(+3)		4
自動車運転免許取得・改造費助成事業 身体に重度の障がいを持つ人の社会活動を容易にして、自立更生の促進を図るため、自動車運転免許取得に要する経費(自動車学校の授業料等)、自動車の改造に要する経費の一部を助成する	助成件数：0件(±0)		3
地域活動支援センター(旧デイサービス)事業 雇用、就労が困難な在宅の障がい者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供する事業	利用者数：16名(+1)		4

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
重度障害者タクシー料金助成事業 タクシー運賃の一部を助成するタクシー券(基本料金相当分)を1か月あたり2枚交付する	助成件数：114件(+9)	福祉事務所	4
自立支援医療(更生医療) 身体障がい者の障がいを軽減・回復させることを目的とする医療費の助成を行う事業(心臓機能障害など)	給付件数：205件(+23)		4
重度障害者医療費助成 重度の障がい者が保険診療内において医療費の一部負担金を支払ったとき、その支払額から、入院・外来を問わず一人月額1,000円を控除した額を、本人の請求により助成する	対象者数：689名(-10)		4
特別障害者手当等支給事業 在宅で重度の障がいがあるため、常時介護を必要とする人等に対し、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を支給する	対象者数：66名(±0)		4

ユニバーサルデザイン※の考え方に立って地域における男女共同参画社会の実現に向けた意識と基盤づくりを推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
R6 該当事業なし		全庁	

高齢者の就労、社会参加を促進するための臨時的・短期的就業の場を提供するシルバー人材センターの充実を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】シルバー人材センター運営補助(運営費補助) 定年退職者等の希望に応じた就業の機会を確保し、提供することにより生きがいの充実、社会参加の推進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを行う(事務局人件費等)	登録者数：220名(+15) (男性133名、女性87名)	福祉事務所	3

③ ひとり親家庭への支援の充実

経済的基盤が弱いひとり親家庭に対して自立と雇用の促進を図るため、関係機関と連携を図りながら就労に関する情報提供などを実施し、社会的自立の支援に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
母子寡婦福祉協議会への補助事業 活動内容：母子寡婦研修会、スポーツ大会、募金活動、福祉祭への参加等	活動回数：12回(+20%)	福祉事務所	5
児童扶養手当給付事業 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る	給付件数：301名(-2%)		3

医療費の自己負担分を助成するなど、経済的な自立支援を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
ひとり親家庭医療費助成事業 ひとり親家庭の医療費の一部を補助することにより、生活の安定と福祉の向上を図る	助成件数：364名(+2%)	福祉事務所	3

育児不安や経済的負担の軽減のため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の周知に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
チラシの配布 ひとり親家庭等医療費受給資格証交付の際などに、チラシを配布する。	337件 現況届提出の案内を送付する際にチラシを同封した	福祉事務所	3

ひとり親家庭が抱えている様々な問題の解決に向けて、国・県など関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
子育て相談事業(家庭児童相談) 子どもや家庭に関する各種相談に応じ、家庭生活の健全化と児童の健全育成を図る 場所：家庭児童相談室(福祉事務所内)	相談件数：824件(+24.7%)	福祉事務所	3

④生活困窮世帯が安心して暮らせる環境整備

経済的困窮世帯に対し、就学援助制度の周知を行い、学用品等の必要な援助を行うことで、義務教育の円滑な実施に取り組みます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
就学援助費助成事業 経済的理由により就学困難な世帯に学用品等の必要な援助を行い、義務教育の充実に努める	助成件数：275名(+16)	教育政策課	3

女性の貧困等、生活上の困難に対する支援に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
相談業務 女性の貧困等、生活上の困難に対する支援に努める。	相談件数：183件 うち女性に関する相談：83件	福祉事務所	4

⑤誰もが暮らしやすい環境整備

公文書（申請書等）におけるセクシュアル・マイノリティへの配慮として、行政の公文書（申請書等）における性別欄の見直し等を継続実施します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
市への提出書類（申請書等）のうち、性別の記載が必要のないものについては性別欄を廃止する等の見直しを行う	申請書等に係る性別欄について廃止・継続（継続する場合は記載方法を工夫）の見直しを行った。	全庁	3

多様な性のあり方に対応するために、制服等を自由に選択できる環境の整備に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
制服の自由選択	市内6中学校で実施	教育政策課	3

【審議会委員評価】

DV や性暴力、ひとり親家庭など複合的な課題に直面する女性への支援が継続されており、相談支援体制が着実に進んでいる点は評価できる。多様な支援メニューがあることで、対象者の事情に応じた対応が可能となり、安心して相談できる環境が整いつつある。

◆要望事項◆

- ・支援策が多岐にわたるため、対象者が必要な支援にアクセスしやすい情報整理と周知が求められる。
- ・支援の専門性向上や関係機関との連携強化により、途切れない支援体制の確立を目指す。
- ・子どもや女性の居場所づくりなど、身近な支援拠点を充実させる取り組みを継続することが望ましい。

【重点目標Ⅲ-3】防災対策の分野における男女共同参画の推進

近年では地震や風水害などの自然災害が多発するとともに、南海トラフ地震の発生が予測されているところであり、避難所運営や物資調達における女性への配慮など、男女共同参画の視点から防災対策を進めることが大切です。災害の発生はすべての市民の生活を脅かすものですが、高齢者、障がい者、乳幼児、日本語の理解ができない外国人などの要配慮者や、その方々を日常的に介助している女性などがより多くの被害を受けることが懸念されています。

市民、自主防災組織、行政等がそれぞれの立場で自助・共助・公助を実践し、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

① 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

災害対応における様々な課題について、男女のニーズの違いを踏まえた配慮がなされるよう取り組みます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
避難所運営委員への任命 女性を避難所運営委員に任命し、女性に配慮した避難所体制作りに取り組む	各避難所運営委員 (目標)男性3名・女性2名 計5名 任命数：0人(±0)	危機管理課	3
女性や子ども、高齢者、障がい者などに配慮した避難所運営 パーテーションを用いたパーソナルスペースの確保・ユニバーサルデザイン製品の充実	使い捨て哺乳瓶 288個 紙おむつ S62 枚×3箱 紙おむつ M52 枚×3箱 紙おむつ L44 枚×3箱 大人用紙おむつ M32 枚×2箱 大人用紙おむつ L30 枚×2箱 生理用品 24 枚×8箱 生理用品 18 枚×10箱 生理用品 20 枚×2個×8箱	危機管理課	5
地域防災士の養成推進 地域防災士の養成に対して支援を行う	(目標)新規防災士数の3割 (実績)新規防災士 23名(前年比+8) (男性 15名、女性 8名) 女性割合 38%	危機管理課	5

② 地域防災活動における女性参画の推進

女性消防吏員割合の目標を掲げ、女性職員が十分に配置されるよう、採用・登用も含め、防災現場への女性の参画拡大を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
地域住民への防災・減災周知啓発活動 市民の防災意識の向上のため実施	消防団女性部による街頭啓発 実施回数：3回(±0) 配布部数：400部 九州一斉住宅用火災警報器普及啓発キャンペーンにおいてリーフレットを配布し普及啓発を推進した。	消防本部	3
応急手当の普及啓発活動 消防団員へ応急手当の指導を行う	消防団女性部による応急手当講習会 実施回数：0回(-1)		2

地域防災のリーダーとなる女性防災士の育成と確保に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
地域防災士の養成推進 地域防災士の養成に対して支援を行う	(目標)新規防災士数の3割 (実績)新規防災士23名(前年比+8) (男性15名、女性8名) 女性割合38%	危機管理課	5

【審議会委員評価】

地域防災士の養成が進み、女性の参画が確実に広がりつつあることは大きな成果である。訓練や研修参加を通じ、男女がともに防災意識や技能を高める動きが見られている。災害時の実践につながる取り組みが展開されている点も評価できる。

◆要望事項◆

- ・防災関連団体への女性参画をさらに促し、意思決定層への参画拡大を図る。
- ・災害発生時に女性や子どもの視点が活かされる運営体制を整備する。
- ・女性防災士が実践的に活躍できるよう、継続的な訓練機会の確保が必要。
- ・避難所運営において、生活用品やプライバシーの確保など女性に対するきめ細やかな対応の強化を進める。

【基本目標Ⅳ】 配偶者等からの暴力（DV）の根絶【DV対策基本計画】

【重点目標Ⅳ-1】 DV 防止の推進

すべての暴力は、犯罪となる行為を含め重大な人権侵害であり、その対象の性別や、加害者と被害者の関係性を問わず、許されるものではありません。特に女性は、配偶者等からの暴力（DV）や性暴力・性犯罪の被害者になることが多く、その被害も深刻です。

暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であることから、配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力を容認しない社会の実現に向けて、市民一人ひとりの人権意識を高めるための啓発活動を推進します。

① 広報・啓発活動の推進

DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力を未然に防止するため、「女性に対する暴力をなくす運動」の展開、広報・啓発活動を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）での周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・11月15日号「お知らせ」掲載 ・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出 ・サイネージ、公式ラインを活用 	市民課	3

若年層を対象に暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、予防啓発、教育・学習の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
DV 防止リーフレット等啓発品の配布・展示： <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員の日、人権週間における街頭啓発活動での啓発チラシ、啓発品配布 ・夏休みふれあい映画祭、人権に関するポスター展での(デート)DV 防止リーフレット展示・展示 ・新成人へデートDV 防止リーフレットの配布 ・(通年)男女共同参画講演会参加者への啓発チラシ、啓発品配布 	<ul style="list-style-type: none"> 配布部数 240部(+40) ・ふれあい映画祭実施なし ・320冊(±0) ・開催数：0回(-1) 	市民課	3
スクールカウンセラーの配置	市内全小中学校に配置	教育政策課	3
スクールソーシャルワーカーの活用	全小中学校に定期的に訪問 随時の対応		3

中・高校生及び大学生等の若年層を対象に、交際相手からの暴力（デートDV）の防止に関する広報・啓発活動を進めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】新成人へデートDV 防止リーフレットの配布	・320冊(±0)	市民課	3
児童生徒への情報提供	県から啓発文書の配布	教育政策課	3
図書館における関連図書を購入	【目標値】：5冊 購入数：10冊(±0)	社会教育課	5

国・県・市及び学校等との連携、広報紙やホームページ等を利用し、児童虐待防止に対する意識の啓発に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
児童虐待防止月間(11月)での周知・啓発	・11月15日号「お知らせ」掲載 ・ポスター幟旗の掲出 ・福祉事務所窓口に啓発掲示物を作成し設置	福祉事務所	3
関係部署との連携による児童虐待への対応	児童相談所、福祉事務所、学校との情報交換の実施	教育政策課	3

② セクシュアル・ハラスメント等対策の推進

職場・学校・地域などあらゆる場面でセクシュアル・ハラスメントなど女性への暴力は許さないという意識を醸成します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
セクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修機会の提供	市町村振興協会主催の研修の情報提供を行った。	総務課	3
【再掲】女性に対する暴力をなくす運動(11/12～11/25)での周知・啓発	・11月15日号「お知らせ」掲載 ・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出 ・サイネージ、公式ラインを活用	市民課	3
学校でのハラスメントについての相談体制の充実	7月に全教職員、全児童生徒にアンケート実施。回答状況を校長への伝達及び個別相談の実施	教育政策課	3

職場・学校・地域などにおけるあらゆるハラスメント防止に向けた研修会等を実施します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
ハラスメント防止に向けた研修機会の提供	市町村振興協会主催の研修の情報提供を行った	総務課	3
【再掲】西都市人権啓発推進協議会への委託 ・人権啓発講演会・研修会の実施 人権問題に対する理解と認識を深めることを目的に実施 対象：西都市人権啓発推進協議会委員、市職員	委託料：695,000円 総会：令和6年5月31日 研修会：ヤングケラーについて	市民課	3
学校における研修機会の充実	市内小中学校で研修会を実施	教育政策課	3

【審議会委員評価】

スクールカウンセラーの配置や、学校現場での相談体制の充実が進み、若年層への啓発が着実に広がりつつある点は評価できる。また、リーフレット配布や図書館展示など多様な周知活動が展開されており、DVやセクシュアル・ハラスメント防止への意識向上が図られている。

◆要望事項◆

- ・若年層が相談しやすい環境のさらなる整備を進め、関係機関との連携強化を図る。
- ・加害者支援も含めた包括的な支援体制の構築を進める。
- ・DV被害の早期発見と継続支援に向け、専門性向上に資する研修機会を拡充する。
- ・市民がDVを自分ごととして捉えられるよう、啓発内容の工夫と見える化を推進する。

【重点目標Ⅳ-2】安心して相談できる体制づくり

暴力による被害は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、身体的だけでなく精神的にも深い傷を負い、その後の人生に大きな支障を来すことにつながることもある深刻な問題です。

配偶者等からの暴力（DV）をはじめ、児童・高齢者・障がい者等への虐待など、あらゆる暴力による被害者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図り、相談窓口の周知・啓発に取り組むとともに、多様な状況に適切に対応するため、関係機関と連携・協力を図りながら、被害者の意識を尊重したきめ細やかな支援を行います。

また、若年層を中心とした、交際相手からの暴力（デートDV）や性暴力などの問題が深刻化していることから、中・高生及び大学生等の若年層を対象に、暴力を未然に防ぐための広報・啓発活動を進めます。

① 相談窓口の周知と相談体制の充実

DVの二次被害を防ぐために庁内関係課等が相互に情報を共有するとともに、関係職員の資質の向上に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
DV防止連絡調整会議の開催	1月23日（木）	福祉事務所	3

DV被害者の相談、支援に携わる職員の専門知識の習得や研修の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
女性相談所主催研修会等への参加 ・DV被害者保護支援担当者研修 ・DV被害者保護支援ネットワーク会議	・担当者研修：開催なし ・ネットワーク会議：6月6日（木） （3名参加）	福祉事務所 市民課	3

児童・高齢者・障がい者への虐待を防止するため、関係機関・団体が相互に情報を共有するなど、相談体制の充実を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】母子保健活動（1歳6か月児・3歳児健診） 乳幼児の発育・発達異常の早期発見、育児に関する正しい知識の普及とともに、保護者同士の情報交換ふれあいの場とする	【実績】 開催数：16回（-4） 参加者数：308名（-59）	健康管理課	3
要保護児童対策協議会の設置	代表者会の開催：7月3日（水） 実務者会の開催：10月23日（水）	福祉事務所	3

DV被害、虐待被害などを早期に発見するために教職員、保育士、保護者等に対して被害者保護の正しい理解や通報の義務について啓発します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】児童虐待防止推進月間（11月）での周知・啓発	・11月15日号「お知らせ」掲載 ・ポスター幟旗の掲出 ・福祉事務所窓口に啓発掲示物を作成し設置	福祉事務所	3
毎月の生徒指導状況報告による虐待通告事案の報告	毎月、市内全小中学校より報告	教育政策課	3

DV相談の窓口があることを、チラシ等による広報やホームページへの掲載等により、市民に広く周知します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
市のお知らせ、広報での周知 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて周知を行う。	10月15日号（お知らせ）掲載（DV（ドメスティック・バイオレンス）でお困りの方へ）	市民課	3
【再掲】DV防止リーフレット等啓発品の配布・展示 ・人権擁護委員の日、人権週間における街頭啓発活動での啓発チラシ、啓発品配布 ・夏休みふれあい映画祭、人権に関するポスター展での（デート）DV防止リーフレット展示・展示 ・新成人へデートDV防止リーフレットの配布 ・（通年）男女共同参画講演会参加者への啓発チラシ、啓発品配布	配布部数 240部(+40) ・ふれあい映画祭実施なし ・320冊(±0) ・開催数：1回(±0)	市民課	3

<参 考>

○配偶者からの暴力相談件数（年度）

相談場所	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
西都警察署	14	10	15	25	22	16	21	14	20	21
市役所	4	1	1	4	3	3	4	4	2	2
西都市社会福祉協議会 地域包括支援センターを含む	1	1	1	0	8	0	0	2	2	3
合 計	19	12	17	29	33	19	25	20	24	26

○児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待の相談件数

年 度	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	児童	高齢者	障がい者									
福 祉 事 務 所	32	9	3	30	13	6	11	11	0	8	15	5
西都市社会福祉協議会	0	6	1	2	9	2	1	1	4	3	2	0
合 計	32	15	4	32	22	8	12	12	4	11	17	5

② 被害者支援の充実

被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限し、被害者の保護及び支援を行います。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
被害者の住民票及び戸籍附票の交付・閲覧制限	・被害者の住民票及び戸籍附票の交付閲覧制限（件数非表示） ・支援措置制度についての相談件数非表示） ※DV に関する件数になるため件数については非表示としている	市民課	3

住宅困窮するDV等の被害者に対し、市営住宅への入居支援を実施します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
配偶者からの暴力被害者に対する市営住宅への目的外使用許可	DVに関する件数になるため件数については非表示としている	建築住宅課	3

各関係機関と連携し、DV被害者の安全と安心の確保に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	市の評価
【再掲】DV防止連絡調整会の開催	1月23日（木）	福祉事務所	3
DV被害者支援の一時避難先支援	DVに関する件数になるため件数については非表示としている	教育政策課	3

【審議会委員評価】

DV被害者や虐待を受けた子ども、高齢者、障がい者等、複合的な困難を抱える方への支援・相談体制が広がりつつあり、周知や支援メニューの充実に向けた取り組みが継続されている点は評価できる。一方で、相談窓口が分かりづらい人や、相談しづらい状況にある人へのアクセス支援が課題となっている。

◆要望事項◆

- 相談内容や個人の状況に応じた適切な相談先が分かるよう、情報提供の工夫と周知強化を図る。
- 支援者や関係機関との連携を強め、継続的な支援体制を確立する。
- DVや虐待の早期発見につながる地域ネットワークの強化と研修の実施が重要。

1 成果指標

成果指標を活用し、基本目標ごとに進捗状況や成果を把握していきます。

(1)【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

事業	成果指標	所管課	実績 令和4年度	実績 令和5年度	実績 令和6年度	目標値 令和10年度
男女共同参画意識の啓発	固定的な性別役割分担を否定する人の割合	市民課	64.6%	64.6%	64.6%	70.0%
男女共同参画講演会講師派遣事業	講師を派遣した団体数	市民課	1団体	1団体	0団体	6団体
人権特設相談所の開催	人権擁護委員による人権特設相談所の開設	市民課	12回	12回	12回	12回
生涯学習事業	生涯学習講座への参加者数に占める女性の割合	社会教育課	総数207人 女性178人	総数253人 女性237人	総数239人 女性225人	総数800人 女性600人
西都市パートナーシップ宣誓制度の普及啓発	啓発回数	市民課	1回	1回	2回	2回

(2)【基本目標Ⅱ】 様々な分野における女性の活躍

事業	成果指標	所管課	実績 令和4年度	実績 令和5年度	実績 令和6年度	目標値 令和10年度
各種審議会における女性の登用促進	審議会等における女性の登用率	市民課	28.0%	27.8%	29.1%	33.0%
市役所における管理職等登用状況	課長職以上に占める女性の割合	総務課	4.2%	4.3%	8.3%	10.0% (R7まで)
市役所における男性職員の育児休業制度	取得率	総務課	0.0%	0.0%	33.3%	10.0% (R7まで)
市役所における男性職員の配偶者出産休暇制度	取得率	総務課	100%	100%	100%	90.0%
認定農業者数の女性の構成率向上	認定農業者に占める女性の割合	農林課	5.0%	4.4%	4.7%	6.0%
新規就農者数	新規就農者に占める女性の人数	農林課	総数10人 女性3人	総数5人 女性1人	総数6人 女性1人	総数20人 女性2人
家族経営協定の締結促進	締結件数	農業委員会	237件	237件	240件	240件
農業者年金加入促進	農業者年金加入者に占める女性の割合	農業委員会	総数7人 女性3人	総数6人 女性2人	総数8人 女性4人	総数6人 女性3人
自治公民館における女性の登用	自治公民館館長に占める女性の割合	社会教育課	2.3%	1.5%	1.5%	4.6%

(3)【基本目標Ⅲ】 安全・安心な暮らしの実現

事業	成果指標	所管課	実績 令和4年度	実績 令和5年度	実績 令和6年度	目標値 令和10年度
特定健康診査受診	受診率	健康管理課	32.7%	35.9%	34.8%	55.0%
子宮がん検診	受診率	健康管理課	13.9%	13.9%	13.9%	25% (R6まで)
乳がん検診	受診率	健康管理課	11.6%	11.4%	11.4%	25% (R6まで)
延長保育事業	利用人数	福祉事務所	538人	459人	402人	現状維持
一時預かり保育事業	利用人数	福祉事務所	8,291人	16,727人	14,096人	現状維持
防災現場への女性の参画 拡大	消防吏員数に占める女性の割合	消防本部	2.2%	1.9%	2.1%	2.0%
地域防災士の養成事業	女性防災士の人数	危機管理課	54人	67人	75人	100人

(4)【基本目標Ⅳ】 配偶者等からの暴力(DV)の根絶

事業	成果指標	所管課	実績 令和4年度	実績 令和5年度	実績 令和6年度	目標値 令和10年度
DV被害を受けた人のうち、誰か(どこか)に相談した人の割合	意識調査結果	市民課	40.1%	40.1%	40.1%	50.0%

令和6年度 男女共同参画講演一覧

1	対象	西都市役所職員		
	会場	西都市役所北棟3階	参加人数	24名
	日時	8月22日(木) 13:30~15:00		
	講師	宮崎県男女共同参画センター 所長 富山 幸子氏		
	演題	今なぜ「男女共同参画」が必要なのか		

令和6年度 男女共同参画職員研修アンケート結果

アンケート回答者の属性

性別	合計
男性	11
女性	10
未記入	0
合計	21
割合	100%

1. 講演(研修)に参加して関心や理解は深まりましたか。

性別	深まった	普通	深まらなかった	未記入	
男性	8	3	0	0	11
女性	5	3	1	1	10
未記入	0	0	0	0	0
合計	13	6	1	1	21
割合	62%	29%	5%	5%	

2. 講演(研修)時間の長さはいかがでしたか。

性別	長い	ちょうど良い	短い	未記入	
男性	2	7	2	0	11
女性	1	8	0	1	10
未記入	0	0	0	0	0
合計	3	15	2	1	21
割合	14%	71%	10%	5%	

3. 「西都市男女共同参画推進条例」は知っていますか。

性別	名前も内容も知っている	名前は知っている	全く知らない	未記入	
男性	1	8	2	0	11
女性	1	8	1	0	10
未記入	0	0	0	0	0
合計	2	16	3	0	21
割合	10%	76%	14%	0%	

4. R6.3月に策定された「第4次西都市男女共同参画プラン」は知っていますか。

性別	名前も内容も知っている	名前は知っている	全く知らない	未記入	
男性	1	8	2	0	11
女性	3	5	2	0	10
未記入	0	0	0	0	0
合計	4	13	4	0	21
割合	19.0%	62%	19%	0%	

5. 講師の説明はわかりやすかったですか。

性別	分かりやすかったです	普通	分かりにくかった	未記入	
男性	8	3	0	0	11
女性	8	2	0	0	10
未記入	0	0	0	0	0
合計	16	5	0	0	21
割合	76%	24%	0%	0%	

6. 行政職員として、男女共同参画社会づくりに向けて、しなければならないことは何ですか。(複数回答あり)

性別	①	②	③	④	⑤	⑥	未記入	
男性	3	6	2	7	6	0	0	24
女性	1	5	3	6	7	0	2	24
未記入	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	11	5	13	13	0	2	48

- ①: 審議会等に占める女性委員等の割合を増やす。
 ②: 企画・立案の際に、女性の視点など多様な視点を持って検討する。
 ③: 広報等で、男女の固定的な表現を使わない。
 ④: 男女を問わず、必要な休み(育休、看護休暇、病休等)がとりやすい環境づくり。
 ⑤: 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実践を意識して仕事に取り組む。
 ⑥: その他

7. 個人として、男女共同参画社会づくりに向けて何ができますか?(複数回答可)

性別	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	未記入	
男性	6	5	1	4	2	3	0	0	21
女性	5	5	1	2	2	4	0	1	20
未記入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	11	10	2	6	4	7	0	1	41

- ①: 家庭では、家族みんなで家事・育児などの分担をする。
 ②: 「男らしく、女らしく」から「その子らしく」子育てをする。
 ③: 学校では、PTAや保護者会で男女平等について取り組む。
 ④: 職場で男女平等意識を浸透させる。
 ⑤: 地域(自治会等)では、古い慣習を見直し、男女平等に活動参画するよう取り組む
 ⑥: 男女共同参画について学ぶ。
 ⑦: その他

8. 思ったこと・感じたこと等、ご自由に記入してください。

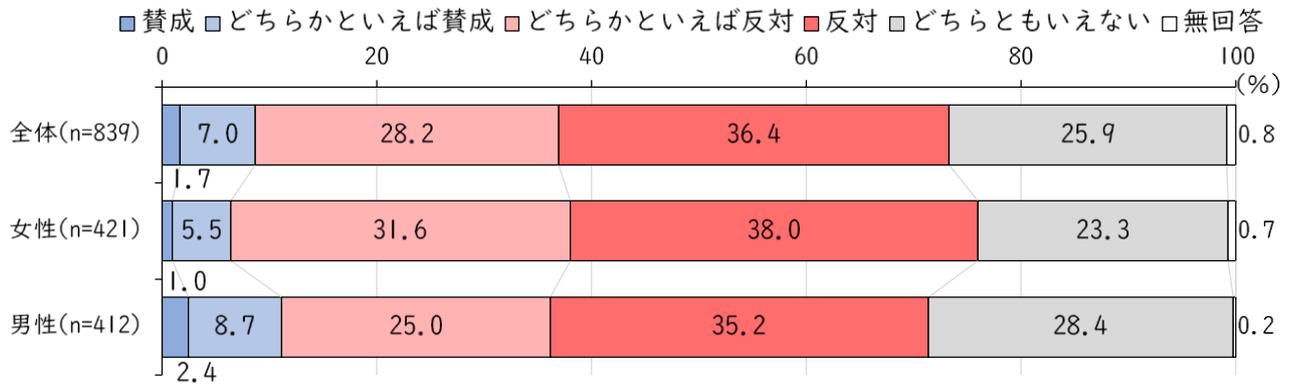
・興味深い内容でした。少子化対策の話の際にリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて触れられたのも大切なことだと思いました。
 管理職に対しても同内容の研修をした方が効果的ではと思いました。
 ・日常や仕事において、男女共同参画を視野におきながら過ごしていきたいと思った。
 ・平等ではなく公平に、進めていきたい。
 ・女性の賃金ベースUPが必要と感じる。
 ・長時間労働が無い環境作りが大切。
 ・国の政策がとても重要と感じる。

※ 各表の割合は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。

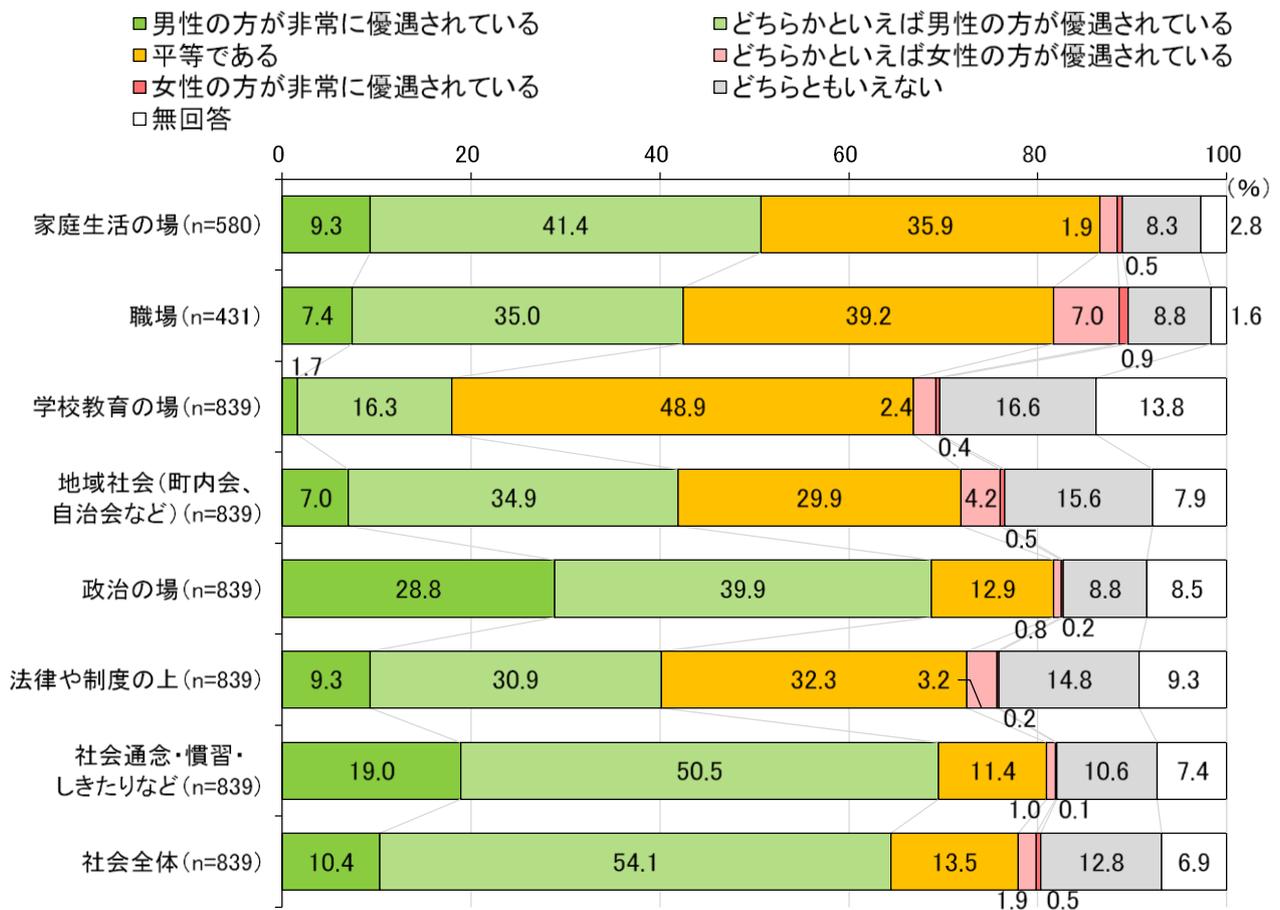
男女共同参画に対する市民の意識

令和4年度実施「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」より

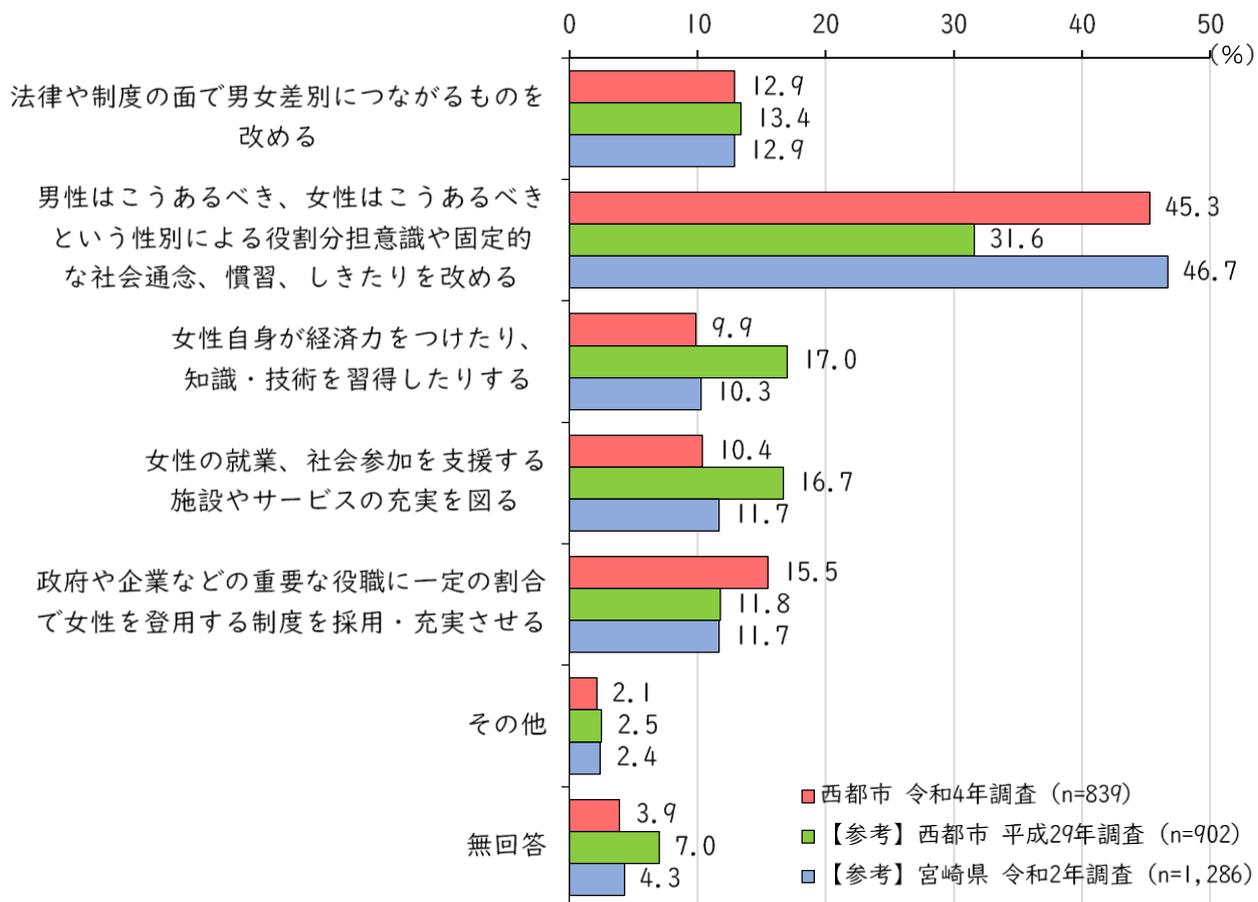
1. 「男は仕事、女は家庭」？



2. 男女の平等を感じますか？



3. 今後、男女があらゆる社会の分野でもっと平等になるために、最も重要なこと



1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

2. 社会における制度・慣行についての配慮

固定的な性差別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう社会の制度や慣行について考えていきましょう。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参加できるようにしましょう。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにしましょう。

5. 国際的協調 他国や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

男女共同参画基本計画（第5次） 令和2年12月2日閣議決定

<p>1. 政策・方針決定課程への女性の参画拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って女性候補者の割合を高めることを要請 ・地方議会における取組の要請（議員活動と家庭生活との両立、ハラスメント防止） ・最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請
<p>2. 雇用分野、仕事と生活の調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業取得率の向上 ・就活セクハラ防止
<p>3. 地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動における女性の活躍・男女共同参画が重要 ・固定的な性別役割分担意識等を背景に、若い女性の大都市圏への流出が増大。地域経済にとっても男女共同参画が不可欠 ・地域における女性デジタル人材の育成など学び直しを推進 ・女性農林水産業者の活躍推進
<p>4. 科学技術・学術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件 ・女子生徒の理工系進路選択の促進
<p>5. 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間で「集中強化期間」として取組を推進 ・「生命（いのち）を大切に」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育 ・新型コロナウイルス感染症に対応するため、DV相談支援体制を強化
<p>6. 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭への養育費の支払い確保 ・高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備
<p>7. 生涯を通じた健康支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療の保険適用の実現。それまでの間、現行の助成制度の大幅な拡大。仕事との両立環境の整備 ・緊急避妊薬について検討 ・「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく各中央競技団体における女性理事の目標割合（40%）の達成に向けた取組
<p>8. 防災・復興等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携
<p>9. 各種制度等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税制や社会保障制度をはじめとする社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直し ・各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーも活用しつつ、見直しを検討 ・第3号被保険者については、縮小する方向で検討 ・旧姓の通称使用拡大 ・夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める
<p>10. 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長・教頭への女性の登用 ・医学部入試について、男女別合格率の開示促進
<p>11. 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国が国際会議の議長国となる場合、ジェンダー平等をすべての大臣会合においてアジェンダとして取り上げる

男女共同参画推進のあゆみ（年表） ～男女共同参画に関する国内外の動き～

西暦 (和暦)	世界の動き	国の動き	宮崎県の動き	西都市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年 国際婦人年世界会議開催 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人国際企画推進本部 設置 「総理府婦人問題担当室」 業務開始 		
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」スタート 			
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 		
1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> 「宮崎県婦人関係行政連絡会議」設置 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」採 択 		<ul style="list-style-type: none"> 青少年婦人課設置、婦人 担当を配置 	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」中間 年世界会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」署 名 	<ul style="list-style-type: none"> 「宮崎県婦人問題懇話会」 設置 	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ILP 総会「家族的責任 を有する労働者の機会 及び待遇の均等に関する 条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 第三次総合長期計画に 「婦人対策の推進」を加え る 	
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> 「婦人行動計画」策定 	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国際婦人の十年」ナイ ロビ世界会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」 公布 「女子差別撤廃条約」 批准 		<ul style="list-style-type: none"> 「西都市働く婦人の家設 置及び管理に関する条 例」制定
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」 施行 		
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けて の新国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同社会を築くた めの宮崎女性プラン」策 定 	
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けて の新国内行動計画(第一 次改定)」策定 「育児休業法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> 第四次総合長期計画に 「男女共同社会づくり の推進」を位置づける 「みやざき女性交流活動 センター」設置 	
1992年 (平成4年)			<ul style="list-style-type: none"> 「女と男ですすめるサン サンひむかプラン」策定 	
1994年 (平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部 設置 		
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> 「第4回世界女性会議」 開催「北京宣言及び行動 綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」改正(介護 休業制度の法制化) 		
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進連携会 議発足 「男女共同参画2000年 プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 企画開発課に女性行政係 を新設 「西都市女性行政推進委 員会」設置 「西都市女性行政懇話会」 設置
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」 改正(募集・採用等の差別 の禁止等) 	<ul style="list-style-type: none"> 「ひむか女性プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会づくり に関する市民の意識と 実態調査」実施
1998年 (平成10年)				<ul style="list-style-type: none"> 西都市女性プラン策定 委員会設置
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> 「改正男女雇用機会均等 法」「改正育児・介護休 業法」の全面施行 「男女共同参画社会基本 法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進懇話会 設置 (→平成15年「男女共同 参画推進審議会」に改称) 	<ul style="list-style-type: none"> 「西都市女性プラン21」 策定

西暦 (和暦)	世界の動き	国の動き	宮崎県の動き	西都市の動き
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立		・九市男女共同参画主管課長・担当者会開始 九市男女共同参画主管(平成12年西都市)
2001年 (平成13年)		・男女共同参画局設置 ・「配偶者暴力防止法」公布・成立 ・第1回男女共同参画週間 ・「女性に対する暴力をなくし運動」閣議決定	・第五次総合長期計画に「男女共同参画社会づくり」を位置づける ・「宮崎県男女共同参画センター」設置	・市長と女性のランチタイム(平成16年まで) ・企画調整課に女性行政係を移設
2002年 (平成14年)			・「みやざき男女共同参画プラン」策定	・「みやざき男女共同参画フェスタ in 西都」開催
2003年 (平成15年)		・「次世代育成対策推進法」公布・施行 ・「少子化対策基本法」公布・施行	・「宮崎県男女共同参画推進条例」施行 ・「宮崎県男女共同参画審議会」設置	・男女共同参画条例制定のための男女共同参画審議会(～現在)
2004年 (平成16年)		・「配偶者暴力防止法」改正・施行	・青少年男女参画課へ課名変更	・「西都市男女共同参画推進条例」施行 ・西都市男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画地区講演会事業開始 ・企画調整課に女性行政係から男女共同参画係へ名称変更
2005年 (平成17年)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		・「西都市特定事業主行動計画」策定 ・女性による西都づくりを考える会開催
2006年 (平成18年)	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(東京)	・「男女雇用機会均等法」改正(間接差別の禁止) ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「DV対策宮崎県基本計画」策定	・市民協働推進課に男女共同参画係を移設
2007年 (平成19年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「改正配偶者暴力防止法」交付 ・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「女性の参画加速プログラム」策定	・「みやざき男女共同参画プラン」改定 ・新みやざき創造計画の重点施策に「男女共同参画社会づくりの推進」を位置付ける	・「男女共同参画 みんなが住みよい社会をつくるための意識調査」実施
2008年 (平成20年)			・生活・協働・男女参画課へ組織変更	・市民協働推進課の男女共同参画係を市民協働推進係へ名称変更
2009年 (平成21年)		・「改正育児・介護休業法」公布	・「DV対策宮崎県基本計画」改定	・「西都市男女共同参画プラン」策定
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」世界閣僚級会合	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定		・「西都市特定事業主行動計画」の改訂
2012年 (平成24年)			・「第2次みやざき男女共同参画プラン」策定	・「西都市男女共同参画プラン」中間見直しに係る市民意識調査の実施 ・「西都市審議会等委員制定の女性登用推進に関する要領」制定(H25.4.1より施行)

西暦 (和暦)	世界の動き	国の動き	宮崎県の動き	西都市の動き
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> 「改正配偶者暴力防止法」(DV防止法)公布・施行 「改正ストーカー規制法」公布 		
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害におけるジェンダ―平等と女性のエンパワ―メント決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」一部改正法公布 		<ul style="list-style-type: none"> 「西都市男女共同参画プラン」改訂
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> 北京行動綱領20周年(北京+20) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍推進法」公布 「第4次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「みやざき女性の活躍推進会議」設立 	<ul style="list-style-type: none"> 法制定に伴う「西都市特定事業主行動計画」の改訂
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のため」のG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意 	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法の完全施行 女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 「育児・会議休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「宮崎県特定事業主行動計画(第3期)」改定 「性暴力被害者支援センターさぼーとねっと宮崎」設置 	<ul style="list-style-type: none"> 法改正に伴う「西都市特定事業主行動計画」改訂
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> 刑法改正(強姦罪の校正要件及び法定刑の見直し等) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次みやざき男女共同参画プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」実施
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行 民法改正(女性の婚姻開始年齢引上げ、2022年施行) 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定 		
2019年 (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> W20日本開催(第5回WAW!と同時開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 		<ul style="list-style-type: none"> 「第3次西都市男女共同参画プラン」策定
2020年 (令和2年)		<ul style="list-style-type: none"> 第5次男女共同参画基本計画閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 県民意識調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「西都市特定事業主行動計画」改訂
2021年 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議重点方針2022に向けたキックオフ、柱の決定 		
2022年 (令和4年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会に関する世論調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「第4次みやざき男女共同参画プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」実施
2023年 (令和5年)		<ul style="list-style-type: none"> 第5次男女共同参画基本計画一部変更閣議決定 		<ul style="list-style-type: none"> 「第4次西都市男女共同参画プラン」策定

西都市男女共同参画推進条例

平成16年3月25日

西都市条例第3号

改正 平成18年3月23日条例第6号

改正 令和3年3月22日条例第6号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第8条—第15条）

第3章 西都市男女共同参画審議会（第16条—第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

男女が個人として尊重され、対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画することができる社会を実現することは、私たち市民の共通の願いである。

西都市においては、これまで、国際社会や国等の動向を踏まえつつ、平成11年3月には「西都市女性プラン21」を策定するなどして、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが依然として根強く存在しており、真の男女平等には至っていない状況にある。

一方、少子高齢化、情報化、国際化の急速な進展等により私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、これまでの枠組みでは対応しきれない新たな課題も生じてきている。

このような状況の中、西都市がさらに生き活きとした元気あふれるまちとして発展し続けるためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにして、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女一人ひとりが生き活きと元気に暮らしていける西都市を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **男女共同参画** 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) **積極的改善措置** 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) **事業者** 営利を目的とするとしないを問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく個人としての能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、家庭生活と職業生活その他の社会生活とを両立できるようにすること。
- (5) 男女が、お互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、市行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する者について、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により、当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により不利益を与えることをいう。）

(3) 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画の策定等)

第8条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、西都市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第9条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第10条 市は、学校教育、社会教育その他の分野において、男女共同参画に関する教育及び学習の推進のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域における環境の整備)

第11条 市は、地域における生産、経営及びこれに関連する活動において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談等の処理)

第13条 市長は、第7条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に係る事案について、市民からの相談又は苦情があった場合は、関係機関と連携して適切に処理するものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第14条 市は、附属機関及びこれに類するものにおける委員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(男女共同参画の推進状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 西都市男女共同参画審議会

(設置)

第16条 市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、西都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 男女共同参画計画の策定又は変更に関する事。
- (2) 男女共同参画の推進に係る重要な事項に関する事。

2 審議会は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第17条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第18条 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員のうち男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(会長)

第19条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、市民課において処理する。

（一部改正〔平成18年条例6号〕）

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものは、この条例の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

附 則（平成18年3月23日条例第6号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

西都市男女共同参画審議会の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西都市男女共同参画審議会の会議（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人の決定)

第2条 傍聴を受ける者（以下「傍聴人」という。）は、会長が決定する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人（記者を除く）の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴手続)

第4条 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式第1号）に、住所、氏名を記入して申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、会議開会予定時刻の30分前から先着順に定員に達するまで認める

(傍聴を認めない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者の傍聴は、認めないものとする。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - (2) ビラ、プラカード、旗、のぼり及び垂れ幕の類を携帯している者
 - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機及び映写機の類を携帯している者、ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 児童及び乳幼児の傍聴は、認めないものとする。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴人心得等の交付等)

第6条 傍聴人には、当日、傍聴人心得（別紙）及び会議資料又はその概要を交付する。

(会長の指示)

第7条 会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

傍 聴 人 心 得

会議の傍聴をされる方は、係員の指示に従い、次の事項を守ってください。

- 1 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- 2 のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- 3 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 4 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 5 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 携帯電話及びポケットベルについては、電源を切ること。
- 7 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- 8 その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

(注) これらの事項を守らない場合、その他会長の指示に従わない場合には、退場していただく場合があります。

地方自治法（抜粋）

第180条の5（委員会及び委員の設置）

○執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左のとおりである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員会

③第1項にあげるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

第202条の3（附属機関の事務等）

①普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

用語解説集

用語	解説
ジェンダー	先天的・生体的・生物的性別を示す（セックス）に対し、「男はこうあるべき、女はこうあるべき」といった、社会的・文化的に形成された概念。この場合の「ジェンダー」という用語自体には、良い悪いという価値判断は含まない。
ストーカー行為	ストーカー規制法において、「同一の者に対し、つきまとい等を繰り返して行うこと」と規定されている。
セクシュアル・ハラスメント (Sexual harassment)	職場または教育現場において、優越的地位や継続的関係を利用して行われる相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えて、環境が害されること。
ノーマライゼーション	1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。高齢者や障がい者等社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
パートナーシップ	協力関係。連携。
メディア	情報を人々に伝える機関や事業、システムなど。特に、大量の情報を紙（新聞や雑誌、広告）や電波（テレビやラジオ）、通信（インターネット）を通じて大衆に伝達する媒体をマスメディアと呼ぶ。
メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解き、批判し、表現する能力。メディアからの情報をただ受け止めるだけではなく、情報を能動的に解釈したり、批判したりする能力と、自分で考え、自分の意見を表現・発信する能力をいう。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていくとする考え方。
ライフスタイル	生活様式。特に環境・趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような個人の生き方。
リプロダクティブヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されている。リプロダクティブヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれている。また、これらに関して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。
一般事業主行動計画	事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標達成のための対策を具体的に盛り込み策定するものである。平成23年4月1日より、行動計画の策定・届出、公表・周知が従業員101人以上の企業に義務付けられた。（100人以下の企業は努力義務）

用語	解説
家族経営協定の締結	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものである。
固定的な性別役割分担	「男は仕事、女は家庭」というように、個人の能力等に関係なく、性別を理由として役割を固定的に分けることをいう。現在、重要であるとされていることは、性別による固定的な役割分担意識を解消し、互いの能力や個性を發揮し合い、喜びも責任も分かち合う男女共同参画意識を持つことである。
交際相手からの暴力 (デートDV)	主に恋人間で起こるDVをいう。
再チャレンジサポート プログラム	育児・介護等のために退職し、再就職を希望する方に対して、自らの適性や職業経験、知識・技能を生かして再就職準備のための計画的な取り組みが行えるようきめ細かい支援を行う事業。
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス)	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状況のことをいう。
女性に対する暴力を なくす運動	毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を運動期間とし、社会意識の啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施する。
職業能力開発事業	行政・団体等が市民の技術力、能力を高めるための研修会・講座等を開設して就業機会の拡充を支援する事業。
積極的改善措置 (ポジティブ・ アクション)	個々の企業において、固定的役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に生じている格差の解消を目指して、個々の企業が進める自主的かつ積極的取り組み。また、積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されている。男女共同参画社会基本法上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。
特定健診	「特定健康診査」とも呼ばれ、高血圧症、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病が増加していることを背景に、平成20年度から医療保険者に実施が義務付けられたメタボリックシンドロームに着目した健診。

用語	解説
農商工連携	農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大に取り組むものである。
配偶者等からの暴力（DV）	ドメスティック・バイオレンス（DV/Domestic violence）とも言われ、一般的には「夫や恋人等親密な関係にある、または、過去にあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されている。ただし、親子間の暴力まで含めた意味で使用している場合もあるため、本計画では、「配偶者等からの暴力」という意味に使用している。
6次産業化	地域の第1次産業とそれに関連する第2次・第3次産業（加工販売等）に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取り組みである。
DVの二次被害	DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不十分であるために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者が更に被害を受けること。

令和6年度西都市男女共同参画年次報告書

令和8年1月発行

西都市市民課

〒881-8501

宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地

TEL 0983-32-1005（直通）

※表紙の絵画は、令和7年度西都市小・中学生「人権に関するポスター」入賞作品です。